

第1回
環境社会配慮諮問委員会

平成20年7月2日（水）

独立行政法人 日本貿易振興機構

午後2時05分開会

○事務局（柴田） それでは、時間を若干過ぎておりますので、第1回ジェトロ環境社会配慮諮問委員会を開催したいと思います。まだ、ご到着になられていない委員の方がおられますけれども、委員会を開催させていただきたいと思います。

私は本日、司会を務めさせていただきますジェトロ総務部総務課の柴田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料のほうの確認をさせていただきます。机の上に置いてありますちょっと分厚い資料で恐縮でございます。

まず、ジェトロ環境社会配慮諮問委員会議事次第、1枚物。その次が配布資料でございます、資料1から資料9までですが、この後に資料1から9というふうに右肩のほうに番号を振ってございますので、番号がそろっているかどうかお確かめください。

資料1が委員会の委員一覧。資料2、今日ご出席の方々の一覧表です。資料3が環境社会配慮の実施に関する規程、1枚物ですね。資料4、ジェトロ環境社会配慮諮問委員会設置について、1枚紙です。資料5、ジェトロ環境社会配慮ガイドライン。資料6-1、これは横紙になっていますけれども、両面になっております、貿易投資相談事例。資料6-2、貿易投資円滑化支援事業（専門家派遣）、1枚物です。資料6-3、2008年度における実証事業における環境社会配慮。資料6-4、アフリカン・フェア2008における「日本企業コーナー」。資料6-5、エコロジカル対日投資部。資料6-6、平成19年度ジェトロ案件形成調査事業について。資料6-7、平成20年度ジェトロ案件形成調査事業について。その後ろに資料6-7のaとbというふうに添付物がついております、公募提案要領でございます。その後、資料6-8、独立行政法人日本貿易振興機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画。資料6-9、平成20年度環境物品等の調達の推進を図るための方針。資料7、ジェトロ環境社会配慮ガイドライン修正箇所。それと資料8でございますけれども、ナンバーは振ってございません、パンフレットでございます。それと最後に資料9、ジェトロ環境社会配慮ガイドライン、これは職員研修用資料というふうになってございます。

以上が本日のお配りする資料でございます。抜けているものあるいは落丁等がございましたら、ご連絡いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、プログラムに従いまして進めさせていただきたいと思います。

まず、会議の開催に当たりまして、日本貿易振興機構（ジェトロ）理事の山田康博よりごあ

いさつを申し上げます。理事、よろしく申し上げます。

○山田理事 山田でございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。皆様方のご尽力をいただきまして昨年、制定にこぎつけましたジェトロの環境社会配慮ガイドラインの規定に基づきまして、本日、第1回諮問委員会が開催できることになり、大変うれしく思っております。

思い返しますと、昨年は原科委員長以下、皆様方の非常に活発なご議論、ご検討をいただき、ちょうど今ごろは佳境の時期じゃなかったかと思っておりますが、ああいった議論を踏まえてご制定いただき、ジェトロはそれを規程としてリーガルにきっちり位置づけをし、そして本年度から本格的にこれをスタートさせると。これは時代の要請といたしますか、環境及び社会に配慮するというこの理念をジェトロも取り入れたということでございます。ただ、これをそれぞれの事業において実際に生かしていくには、これからこそが本番といたしますか、スタートの緒に着いたというふうに言えるのではなかろうかと思っております。

これまでの議論、それから部内の周知のプロセス等を経て、ジェトロ職員の問題意識も変わってきていると、随分認識は深まってきているというふうに考えておりますけれども、先生方の外部から見たいろんなご指摘等をいただき、さらにジェトロはこのガイドラインの理念に基づいた組織としてやっていけるよう、皆様方のご協力、ご尽力をよろしくお願ひしたいと思います。大変簡単ですけれども、私のほうのごあいさつとさせていただきます。また、急遽、私は出張が入りまして、これからちょっと成田へ向かいましてハノイへ参りますので、この後は総務部長に任せて運営を進めさせていただきたいというふうに思います。これからひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（柴田） ありがとうございます。

それでは、本日、ご出席の委員の方々をご紹介させていただきたいと思ひます。資料2で配布しておりますリストに従って、お名前を読み上げさせていただきたいと思ひます。

東京工業大学総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授の原科幸彦先生、よろしくお願ひいたします。

○原科委員 よろしくお願ひします。

○事務局（柴田） 早稲田大学理工学部教授の村山武彦先生、よろしくお願ひいたします。

○村山委員 村山です。

○事務局（柴田） 明治大学法科大学院教授、柳憲一郎先生、よろしくお願ひいたします。

○柳委員 柳です。よろしくお願ひします。

○事務局（柴田） 東京大学新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授、吉田恒昭先生、よろしくお願ひいたします。

○吉田委員 吉田です。

○事務局（柴田） 特定非営利活動法人メコン・ウォッチ代表理事、松本悟様、よろしくお願ひいたします。

○松本委員 松本です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（柴田） 1つ飛ばせていただきまして、社団法人海外コンサルティング企業協会専務理事、高梨寿様、よろしくお願ひいたします。

社団法人産業環境管理協会参与、宮崎章様、よろしくお願ひいたします。

○宮崎委員 よろしくお願ひいたします。

○事務局（柴田） 国際協力銀行環境審査室長の岡崎克彦様、本日、ご出席のご予定ですが、都合で若干遅れるというご案内をいただいております。3時前後になるというふうに伺っております。

ほかに本日ご欠席の委員の方がお二方いらっしゃいます。財団法人地球・人間環境フォーラム企画調査部主任研究員の満田夏花様、国際協力機構国際協力総合研修所専門員の田中研一様、以上、お二方は本日ご欠席でございます。

続きまして、ジェットロ側の本日の出席者のご紹介をいたします。

総務部長、林哲三郎でございます。

○林総務部長 林です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（柴田） 産業技術部長、清水喬雄でございます。

○清水産業技術部長 清水でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（柴田） 総務部総務課長、古谷朋彦でございます。

○古谷総務課長 古谷です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（柴田） 申し訳ございません、企画部企画課長がまだちょっと着席しておりませんが、池山が参る予定でございます。

貿易投資相談センター貿易投資相談課長、寺田佳宏でございます。

○寺田貿易投資相談課長 寺田です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（柴田） 対日投資部対日投資課長、植田がちょっと遅れて参ります。今は代理の者で宮原が……。

○宮原対日投資部総括課長代理 植田の代理の宮原と申します。よろしくお願ひいたします。

- 事務局（柴田） 貿易開発部貿易開発課長、酒井拓司でございます。
- 酒井貿易開発課長 酒井です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（柴田） 産業技術部主幹、井上幹邦でございます。
- 井上産業技術部主幹 よろしく申し上げます。
- 事務局（柴田） 展示事業部展示事業課長、稲葉公彦でございます。
- 稲葉展示事業課長 稲葉でございます。よろしく申し上げます。
- 事務局（柴田） こちら側に事務局として着席しております、前総務部環境社会配慮審査役、今は東北大学の教授をしております藤崎成昭……。
- 藤崎前環境社会配慮審査役 よろしく申し上げます。
- 事務局（柴田） 総務部環境社会配慮審査役、5月に着任をいたしました作本直行でございます。
- 作本環境社会配慮審査役 よろしく申し上げます。
- 事務局（柴田） 以上でございます。よろしくお願いいたします。

それと、本日、満田委員のほうからご欠席ということでご返事をいただいておりますが、その際にご意見をいただいております。この委員会の場で披露していただきたいという要請がございましたので、ここで簡単に披露させていただきます。

「本委員会の役割といたしましては、ジェトロの環境社会配慮の実施につきまして、環境社会配慮ガイドラインに基づき助言を行うことと理解しております。ガイドラインのうち第Ⅲ部の案件形成調査事業に関しては、現在、ジェトロにおきましては今年度案件を選定中のことと思っております。この段階で委員会が行う助言に関しては、候補案件のリスト及び個々の事業概要、調査計画を記載した資料をもとに行うのが望ましいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。これにより助言の内容が具体的となり、効率的な委員会の運営が行えるのではないかと考える次第です。少なくとも選択後の案件リスト及び事業概要、調査計画については配布していただけないでしょうか」というコメントをいただいております。私どものほうからは満田委員に対して、まず、今年度の案件形成調査についてはまだ公表前の段階であるということと、策定後については速やかにジェトロのウェブサイトで公表して、その公表の内容についてはご案内を差し上げますというような返答をさせていただいております。それに対して満田委員のほうからは、了解をいたしましたというお返事をいただいております。

以上、簡単にご報告を差し上げました。

それでは、議題1の諮問委員会運営に関する議事について進めてまいりたいと思います。

まず、本諮問委員会の設置経緯及び趣旨説明を林総務部長より行います。部長、よろしくお願いいたします。

○林総務部長 それでは、私のほうからジェトロ環境社会配慮諮問委員会の目的について、改めて説明をさせていただきます。皆さんにお配りの資料3環境社会配慮の実施に関する規程をご覧ください。

この規程は平成19年12月28日に定められ、翌20年1月1日から施行いたしております。諮問委員会についてはこの規程の第3条に定められております。また、資料5のガイドライン、こちらのほうの2ページにございますけれども、5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保、そこにもその役割について記載されております。ここの記載文について読み上げをさせていただきます。

「ジェトロは、本ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン諮問委員会」を設置する。委員の氏名、所属、専門分野は、諮問委員会設置後速やかにホームページで公開し、会議は原則として公開とする。

ジェトロは定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点から事業（貿易・投資促進事業及び案件形成調査事業）の実施状況を報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し、等について専門的立場からのアドバイスを求める。諮問委員会の議事録は発言順に発言者名を明記したものを作成し、ホームページで公開する。

ジェトロは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、ファックスなど文書で受け付ける。

ジェトロは、受け付けた意見を各担当部および総務部環境社会配慮審査役に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会の専門的立場からのアドバイスを求め、これを尊重する。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。」と、以上の記述がなされております。

それから、資料4のほうではこの諮問委員会の開催頻度、それから情報公開の方法等について記載をしておりますので、そちらもあわせてご覧いただければと思います。

なお、本日の諮問委員会では、主として平成19年度ジェトロ事業に関する報告ということになります。規程及びガイドライン施行以前の事業ですので、必ずしもガイドラインに沿った対応が行き届いていないということがありますことを、あらかじめご承知おきいただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

○事務局（柴田） ありがとうございます。

何かコメントはございますでしょうか。

特にないようでしたら、次に進めさせていただきます。

次に、今回が第1回目の諮問委員会でございますので、ここで委員長、副委員長の選出を行いたいと思います。委員会には互選により1名の委員長と1名の副委員長を置くということになっております。まず、皆様から互選で委員長をご選出いただきたいと思いますが、どなたかご推薦をいただければと思います。

原科先生、いかがでしょうか。

○原科委員 委員の皆さん、いいですか。

○事務局（柴田） よろしいでしょうか。

○原科委員 準備段階で委員長をやりましたので、何となく流れとしてそういう感じがしますがけれども、それでよろしければ、これまでのこともございますので。これは言ってみれば出題した者が採点するというのは普通ですから、我々は作りましたのでね、採点役としては皆さんがそういうご意向であればお引き受けします。

○事務局（柴田） ありがとうございます。

それでは、原科先生に委員長ということでよろしく願いいたします。

それでは、この後、委員長が選任をされましたので、原科先生のほうに議事の進行を務めていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○原科委員長 早速、副委員長を決めなければいけないですね。そうすると、この流れでいくと副委員長は前に柳先生にお願いしてあるので、やはり柳先生にお願いできればありがたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、お引き受けいただきました。

それでは、議事進行をしてまいります。

議題1が終わりました。

2になります。ジェットロ事業・環境社会配慮実施報告ということでございます。

1番目がジェットロ事業・環境社会配慮の実施ということで、これはガイドラインが1月1日に制定施行されたばかりでございますので、今回、今年度は具体的な案件というのはちょっとないと思いますけれども、これまでの事業実施状況についてご報告いただきたいと思います。これはどちらからお願いできますでしょうか。

では、審査役、作本先生、お願いします。

○作本環境社会配慮審査役 それでは、私、作本のほうから環境社会配慮の実施報告を行いたいと思います。

ご存じのようにジェットロでは、ガイドラインに基づいて各委員の皆さん方から、次の3点について助言をいただくということになっております。1つ目が機構の環境社会配慮の実施について、2つ目がガイドラインの見直し、3つ目が外部からの環境社会配慮への指摘あるいは意見のあった場合への対応ということになります。今回、2番と3番に係る内容、つまり2番に係るガイドラインの大きな見直し、あるいは3番目の外部からの指摘とか意見、こういうものがないので、ここでは1番、つまり機構の環境社会配慮の実施についてという点についてのみ、ご報告させていただきます。

このガイドラインにおきましては、大きく2つの関係する箇所がありました。第Ⅱ部、貿易・投資促進事業の環境社会配慮に関する部分でありました。第Ⅲ部が案件形成調査事業における環境社会配慮ということに分けて定めてありました。これについて既に申し上げましたとおり、ご意見、ご助言をいただくことになっているわけですが、ただ、現在の段階ではまだ今年度、平成20年度の案件採択の結果公示を行っておりません。その前の段階に当たります。そういうことで、まず私のほうから貿易・投資促進事業分野での取り組みの紹介、さらに平成19年度と20年度の案件採択事業での取り組み状況等について、私は前半ですけれども、ご紹介させていただきたいと思います。

ジェットロの事業概要については本来、ご紹介するところでありますけれども、既にお手元に事業概要を説明したキットが1セットありますので、しかも既にジェットロの事業については皆様方、ご周知されている方が多いということで、そちらについては省略させていただきます。

それでは、添付資料の順に沿って、実施報告をさせていただきたいと思いますが、中での割り振りといいたしまして、私、作本がまず貿易・投資促進事業分野での環境社会配慮実施についてご紹介させていただき、その次に産業技術部の清水部長から案件形成調査事業に関する社会配慮についてご報告をいただき、さらに第3番目に全ジェットロの取り組みということで総務部が中心になっておりまして、フレンドリーな活動等がありますので、それについて若干作本が再び紹介させていただきまして、最後に藤崎さんのほうから前の審査役でありますけれども、ガイドラインの適用以前の段階ではあります、平成19年度分の採択案件について、環境社会配慮の取り組みに実際にかかわられてきた、努力されてきたということから、その経験あるいは印象についてご報告していただくことにしたいと思います。

それでは、私のほうから先ほど言いましたところについて、通しでご紹介させていただきます

す。ご質問等につきましては今日各関係の部課長さんがお見えですので、また対応していただければと思います。それでは、資料6のほうを見ていただければありがたいと思います。

まず、最初の資料6-1になりますが、こちらの貿易投資相談の事例になります。こちらで4つ、いわゆる環境にかかわる事例というものを紹介されまして、こういう相談を受けました。それに対して環境面を配慮するよというよなアドバイスをいたしましたという具体例であります。

まず、最初の1番目が美顔ローラーでした。フランスへの輸出規制はないだろうかということで、この美顔ローラー、これはABS樹脂にクロムめっきをした外枠にステンレスのローラーを付属した、こういうものをフランスに輸出したいというよなことで、そういう案件でありますけれども、これに対してEUの……これがどういものか。なかなか私もよくわからない、使ったことがないもので。女性の方がおられたら……では、もし補足いただけると。

○寺田貿易投資相談課長 貿易投資相談課長の寺田です。

私も、すみません、この現物を見ているわけではないんですけども、ただ、一般的に言って、よくある通販番組なんかで女の人が顔にころころ転がすタイプのもので、この成分が単純なステンレスということではなくて、いろんな重金属が含まれている場合が多くて、これをEU内に輸出するという場合に、ROHS指令などとの関係で、有害物質が含まれていると問題であるということで、この件について特に重点的に注意をいたしました。

○原科委員長 わかりました。

○吉田委員 原科先生、工事現場で壁の外壁を……あれの小型版です。

○寺田貿易投資相談課長 あれのずっと小さいものです。顔のほっぺたに転がすと肌がきれいになると言われて、よく通販番組で宣伝しているよなものだと思います。

○作本環境社会配慮審査役 ありがとうございます。

それで、2つ目が中古家電を香港に輸出したいという、こういう場合なんですけれども、これについては香港側の国内というか、香港側の規制と日本国内のリサイクル法、これを調べて輸出したほうがいいのではないかと、そういうアドバイスをしたということです。

3つ目がルーマニア向けの中古タイヤの輸出であると。これについては中古品が廃棄物に当たるといことで、バーゼル条約にかかる可能性があるといことで、注意を喚起したという例であります。

4つ目がインド向けの中古人工芝輸出。これはインドのテニスコート用に輸出する、その場合に規制があるんでしょうかという、そういう質問だったよです。この場合に新品でない中

古品であるために、有害物質を含む可能性があるという、ですから、その点を注意して廃棄物とみなされないようにということで、やはりバーゼル条約との関連でご注意申し上げたというような、こういう事例がご紹介されました。

次が資料6-2であります、貿易投資円滑化支援事業、こちらは専門家を派遣する事業ということでありますが、このリストに載っておりますような環境にかかわるような事業を実施したということであります。平成19年度の実績であります。

一番上が環境基準遵守ということで産業排水に係るところですね。あと改善協力プログラム、こういうのを現地のゴム産業界と協力し合って行ったということです。

次がLCAとエコデザイン推進体制の基盤を構築する支援をしたということであります。これではデータの収集方法のレビュー、あるいは結果のチェックに関して検証等について指導を行い、あとデータベースの構築等についてお手伝いしたということです。

次が、3つ目がLCA制度構築支援ということで、やはりデータベース、環境ラベルの指導を行ったというようなことが、マレーシアに対して行われたということが書いてあります。

次が省エネ制度導入協力プログラムということで、鋳造業界であります、フィリピンの鋳造業界に対して省エネを推進するためネットワークづくりを進めて、フィリピン側が自主的に省エネ活動が推進できるような基盤というものを構築するのでお手伝いしたということです。

次が省エネガイドラインの構築ということで、これはマレーシアでありますけれども、マレーシアのエネルギーセンターに対して、電気エネルギー機器の省エネガイドラインの紹介セミナー、これを開催したということです。

次が省エネ普及推進体制構築支援というものでありまして、タイに向けて4つのモデル工場、食品が3つと繊維と、これを対象に省エネ診断等を行った、指導したという、そういうものがあります。

次はハノイ地区の産業廃棄物処理体制の強化、これはベトナム・ハノイ近郊の特定工業団地における廃棄物の適正データ化、データを適正化する、こういう手法を指導したということです。あと信頼性のある産業廃棄物統計データの構築手法も同時に習得させたという、そういう事業でありました。

最後がセメント産業の省エネ・環境管理能力向上支援ということで、中国に対してセメント協会でありますけれども、CO₂プロトコルの構成、入力方法、活用方法等について技術指導及び育成を行ったと、こういう内容であります。

それでは、次の6-3番にいきます。これは貿易開発部の事業でありますけれども、2008

年度における実証事業における環境社会配慮ということで2つ紹介されております。

1つ目が貿易投資円滑化支援事業と呼ばれるものでありまして、東アジアを中心とした経済連携強化の中で、発展途上国の経済発展のみならず、我が国の産業の国際展開円滑化を図るためには、アジア標準を含む貿易投資円滑化に資する経済制度・システム構築が重要な役割を果たす。こういう考え方に立ちまして、アジア標準を含む次の5つの重点分野について、協力を行ったということなんでしょうけれども、この中でガイドラインが策定されて以降、次のような文言を記載したと、配慮事項を記載したということでもあります。

最初が公募提案要領2. 対象となる事業（6）のその他でありますけれども、「③環境問題への対応策が検討されていること。」、さらに<注>2. でありますけれども、「上記③について、著しく環境に影響を及ぼしている事由が確認された場合、即刻事業を中止するとともに、事業費を返納していただく可能性があります。」、このような文言が入ったこと、あるいは提案書個別案件票に「環境問題への対応」と、このような欄が新設されたということがあります。これが1つ目です。

2つ目が開発輸入企画実証事業と呼ばれるもので、これは後発開発途上国への貿易取引や新規ビジネスを進める日本企業のビジネスをサポートし、成功へつなげるため、当該国・地域とのビジネスを行う上での課題を抽出し、当外国政府や関係機関に改善を促すと、こういうような目的の事業であります。対象分野が次の3つでありますけれども、アフリカを中心としているということではありますが、公募要領の中に次のような環境社会配慮事項というものが記載されることになりました。「※本事業実施にあたり必要な環境社会への配慮がなされることを条件とします。」、こういうような文言がガイドラインができた関連で挿入されることになったということでもあります。

次が6-4番、次の紙に移りますが、現在、アフリカに関するいろんな取り組みがなされているわけですが、アフリカン・フェアというものが最近行われました。2008年ではありますが、経済産業省とジェトロはアフリカ諸国とのさらなる貿易、投資の拡大を目指して、TICAD IVの開催に合わせ、同会議の舞台となる横浜でアフリカン・フェア2008を開催いたしました。

この中で日本企業コーナーというものを設けまして、次のような取り組みを行ったということでありまして、しかもこれによってCSRを含む活動等の理解を促進したということでもありますけれども、1つ目がアフリカでのCSR活動をベースとした事業展開、さらに2番目が太陽光発電などのエネルギー分野での貢献、開発事業、3番目が資源開発、インフラ整備などの事業展開と、こういうようなことでもありますけれども、具体的にはその紙の下半分に書いてあ

りますように、11の日本の企業が環境にかかわるような出展を行ったということでもあります。

ちょっと代表的なものを申し上げますと、上の京セラ株式会社のソーラーシステムでありますとか、あるいはシャープの鉛を含まない環境に優しいリチウムイオン電池の採用でありますとか、あるいは住友化学、こちらのほうでのマラリア撲滅のための最新の技術を入れたオリセットネットというんでしょうか、これを見ると、そういうことで、ここに述べられている11の会社が環境にかかわる、そういう支援、事業についての紹介を行ったということがあります。

次が6-5になりますが、エコロジカル対日投資部という、こういう表題になっておりますが、対日投資部から2つの活動報告が寄せられております。

1つが海外から日本に進出してこようとする企業、これを支援して事業展開をお手伝いしたというものでありますけれども、A R I というんでしょうか、A R I Technologiesという、これを日本に誘致するのに成功したというか、お手伝いしたということでもあります。この会社は今日本で問題になっておりますが、アスベストの無害化及びリサイクルを行う熱化学変換技術を持っているところでありまして、開発した会社であります。これはどういう内容かといいますと、従来の加熱に無害な化学化合物を加える新しい手法であると。これによって効率的かつ低コストでアスベストを溶解することが可能になったと、こういうような企業を日本に進出するように支援したということでもあります。

あと、2つ目は対日投資部の中での企業努力といいますか、内部努力でありますけれども、この1月から紙の削減に取り組んでいる、E c o 隊と言われるものを内部でつくったということでもあります。各課に裏紙B O Xを設置する、あと、次に両面印刷を進める、次に裏紙使用印のハンコを作って、できるだけ会議で使う配布資料というものを廃止する、あとプリンター及びコピー機の具体的な使用枚数、こういうものを把握すると。それによって開始前には1日当たり2,500枚使用していたものが、開始後には1日当たり1,500枚に減少したということでもあります。1日当たりで1,000枚ダウンして、これが1カ月でいけば約2万枚の紙の減少につながるというようなことでもあります。その結果、コピー機を1台、輸出促進部へ移管したというような、こういうお話が紹介されております。

私のほうからのご紹介はこのとおりでありますけれども、それでは案件等の……どうでしょうか、質問。

○原科委員長 たくさんありましたので、この段階でちょっと一区切りつけまして質疑応答したいと思います。いかがでしょうか、今のご説明に関しまして。

1つだけ小さなことで気がついたことがあります。資料6-3でお気づきかと思ひまして、

下のほうで「対象国・地域：アフリカを中心にDACが定める援助受取刻」、「刻」は「国」です、これね、「受取時刻」じゃなく「受取の国」です、「受取国・地域」。小さなことですが、ちょっと直しておいてください。

何かほかにございますでしょうか。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 資料6-2なんですけれども、専門家派遣ということで随分環境に関連することとか省エネ等々があります。これはまず1つはどういう予算というか、お金で行っているのかの確認と、それから、こういう事業を選択したり、専門家を派遣するときは、どのような優先クライテリア、選択基準に基づいてこの派遣事業、支援事業ですか、行っているのかという、ちょっとそういうことをお聞きしたいと思いますが。

○原科委員長 今の件はいかがでしょうか。そちらでお願いいたします。

○酒井貿易開発課長 こちらは貿易投資円滑化支援事業と書いてありますが、経済産業省から受託をしていて専門家派遣をする事業になっています。具体的に5つの重点分野、環境省エネのほかに知財関係、物流関係、産業人材育成、それから基準認証と5つの分野になっていて、そのうち今ここに掲げているのは環境省エネ分野で昨年度派遣した専門家の事業の例です。

どういったことでこういうテーマにするかとか、専門家を選ぶかということについては、GAPの政策対話を経済産業省がアセアンのタイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、マレーシアの5カ国を対象に毎年1回やりまして、そのときに相手国側から要望があったものを最終的に予算の範囲で、経済産業省のほうで優先順位をつけて可能な範囲でやっていくということで、実施主体はジェトロだけではなく、NEDOさんですとか、JODCさんですとか、他の経済産業省関係の機関も実施しております。そういった形でジェトロに回ってきた専門家派遣が昨年度の場合はこれだけだったということです。

あと、専門家の派遣につきましては、昨年度まではそれぞれの関係の業界団体などに推薦をしていただいて、専門家を選んでおります。

○原科委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

柳委員、どうぞ。

○柳副委員長 6-1の貿易投資相談事例の裏側のルーマニア向けの中古タイヤの輸出についてですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、「欧州理事会規則の規制」と書いてありますけれども、欧州理事会が何か規則を策定しているという、要するに廃棄物についてですね、とい

う理解なんですか。私の理解では規則ではなくて、命令、指令をつくっているのではないかと。廃棄物指令の話をしているんじゃないかなと。

廃棄物指令であれば、欧州の場合はリスト化しているので、そのリストに当たれば廃棄物になると。日本の場合は廃棄物かどうかの定義は廃掃法の不要物の定義で、最高裁は決定で不要物とはどういうものかというのを総合的に判断するという総合判断説というのをとっていて、そこで考えられているわけですがけれども、現在は廃タイヤか、それともリサイクル目的の専ら再生の用に供されるものというように考えているのかどうか、それによって違うわけですがけれども、環境省令では廃タイヤについては一応業許可が要らないといえますか、廃棄物処理の業許可がなくても、省令に挙がっているものとして廃タイヤは挙がっていたと思いますので、直接、廃棄物というふうにはなかなかならない。

昔は判例で、廃タイヤは廃棄物だというのがありましたけれども、循環型社会形成基本法が2000年に制定されてからは、リサイクルということがかなり有用されて、その中で循環を目的として廃棄物等という新しい概念も生まれていますので、そこでは、ですから専ら再生の用に供されるものであれば、それは廃棄物とは直ちにはならないというようなことがありますので、この点、どのような指導がされたのかなというのがちょっと気になったものですから、ご質問させていただきました。

○原科委員長 では、この件をお願いいたします。

○寺田貿易投資相談課長 すみません、このアドバイスをしたアドバイザーがそこまで多分理解していなかったので、輸出時あるいは現地の通関時にこれが使用価値のある中古タイヤであって、ごみではないということが正しく認識されない場合に、廃棄物とみなされてしまうと、バーゼル条約の規制を受けるとアドバイスしてしまっておりますので、今のご指摘を受けて持ち帰りまして、今後、類似の問い合わせがあったときには、中古タイヤの場合はリサイクル目的ということで、原則、輸出の障壁がないということを確認の上、今後、類似の問い合わせがあった際には、そのように対応したいと思います。ありがとうございます。

○原科委員長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

宮崎委員、どうぞ。

○宮崎委員 私もこの資料6-1で簡単なお質問なんですけれども、この4件はまだ時間的には5月ですから、まだ途中かもしれないんですが、これは、こういうふうなアドバイスを差し上げた結果、うまく輸出できたというような情報はお持ちなんですか。

○寺田貿易投資相談課長 すみません、相談というのは多くの相談が電話で来て、それを電話でお返しして、中には例外的に本当にありがとうございますというのが来ることもございますけれども、多くの相談者は電話をして相談してアドバイスを受けとめて、そのままになってしまうことが大変多いものですから、この4件に関して残念ながら、その結果がどうであったかというフォローはできておりません。

○原科委員長 ほかにございますでしょうか。

では、高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 資料6-2のほうの件なんですけれども、先ほど吉田先生からお話があったのの補足なんですけれども、対象は民間企業でも構わないんでしょうかということと、それから日本側で派遣するということで、現地側で費用の負担というのはないのかということと、それから、こうした結果が何か具体的に成果としてまとめられるということがあるのかどうか、ちょっとお聞かせいただければ。

○酒井貿易開発課長 最初は何でしたっけ。

○高梨委員 民間企業に対する。

○酒井貿易開発課長 この事業の基本はカウンターパートが現地の民間団体ということです。これも経済産業省の技術協力課のほうで決めているのですが、基本的に政府機関に専門家を派遣する場合はJICAさんのツールを使う、それから民間企業の場合はJODCが一部負担を相手側からもらってやる、ジェトロがやる場合はその間といいますか、民間団体などに専門家を派遣し、指導で裨益するのは、もちろん現地の企業であったりしますけれども、仕組みとしてはそういう形でやっています。一応、原則として費用は全額国庫負担といいますか、ジェトロが受託しているお金を使ってやっています。

○原科委員長 民間団体といいますのは個別の企業ではなくて、企業のそういう何とか協会とか、そういうような団体。

○酒井貿易開発課長 そうですね。先ほどの例えばインドネシアだったらゴムの製造業の組合とか、例えばそういった形。そこが主体的に現地で活動して、その団体と一緒にやって行った専門家の方が企業を回ったりなど、そういったことで形式というか、最終的な目的としてはその業界団体などの人材育成になって、同じようなことを何度も何度も日本人の専門家が行って指導するというのではなくて、最終的には自力で各国の人たちが、その業界団体の人たちが企業を指導するとか、そういうふうに育っていくということを目指してやっています。

○原科委員長 それでしたら、この表の中に相手の団体名も中には書いてないのがあったよう

なので、明記しておくといいですね、ほかのは大多数は書いてありましたけれども、一部、ないようです。

○酒井貿易開発課長 それと、具体的な成果ですけれども、例えば事業によって2年から3年行っており、例えばこの事業だけということではないんですが、タイで省エネについての協力をして、エネルギー診断士育成的なことを、これはJICAさんの指導とも一緒になってやったことがあります、それが今、日本の制度が現地で生まれるというか、伝わっていくとか、そういった成果は出ております。

それで、一応、報告書はそれぞれの案件ごとにまとめておまして、その年度が終われば公表するような形になっています。

○高梨委員 英語でもするの、英語で、現地語で。

○酒井貿易開発課長 いいえ、今のところ日本語でしか。過去にその内容が次年度に現地で配ったりして有効だというようなときに、何件か、環境省エネに限ったわけではないんですが、英語にした例はあります。しかし、原則は日本語の報告書ができるところまでです。

○高梨委員 あと、現地側の費用負担というのは基本的にないの。

○酒井貿易開発課長 そうですね。専門家にアテンドしてもらうとか、もちろん、そういった形の費用というのは当然出ているとは思いますが。

○原科委員長 どうもありがとうございました。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 今の件でちょっとフォローアップなんですけれども、専門家、ほとんどこれは短期なんですけれども、長い人は1月ぐらい行っていたと思うんですけれども、これはどういう形で選ぶんですかね、例えばJICAが一般的にやっている公募するのか、どこにどういうリクルートをかけるのとか、そういう意味での透明性というのは、どういうふうに確保していますか。

○酒井貿易開発課長 今年度からは公募でやっています。ジェトロのホームページに実施概要を載せて公募で、我々のほうで面接とかして選考しております。昨年度までは先ほど申し上げたように、それぞれの業界団体に推薦をお願いして決めておりました。

○原科委員長 村山委員、どうぞ。

○村山委員 6-3ですけれども、こういう要領の中に文言を加えられたというのはいいと思いますが、上のほうでそれぞれ環境問題あるいは環境に影響を及ぼしているというふうに書かれているんですね。ガイドラインの中では環境と社会というのが言葉としてはセットになって

いたと思うので、環境が入ったということはいいと思いますが、社会への影響あるいは社会的な問題ということも、今後はセットで加えていかれるほうがいいのかなというふうに思いますが、特に何か理由があればお聞かせをいただきたいと思います。

○酒井貿易開発課長 特に何か理由があってということではないので、来年度以降、そういった形で文言は環境社会へのということでやっていきたいと思います。

○原科委員長 そうですね。環境社会配慮事項と書いておられますし、そのようにしていただいたほうがよろしいんだと思います。それでは、そのようにしてください。

松本委員、どうぞ。

○松本委員 貿易投資相談ですけれども、こういうのは非常に大事なかなと思っています。パンフレットを見ると年間6万件ぐらい、貿易情報センターが36カ所ですか、あるということで対応が大変だなと思ったんです。先ほど電話で受けて答えられたとおっしゃっていたので少々驚いたんですけれども、つまり、いきなりどういう分野の人が来るかわからない中で相談に応じる体制というのが、そんなに幅広くカバーできるのかな、特に環境分野というのは別にジェットロにとってはメインではないでしょうから、その部分で適切にある国のこういう環境規制に対してコメントするのというのは、大変ではないかと想像するんです。例えばできるだけ文書で出してもらって、それについてジェットロ職員では対応できないときに、ここにいる諮問委員会のメンバーに、ビジネス関係の情報に触れない形で、こういうことについて何かご存じですかというような問い合わせをして回答すると、少し時間を置いてですね、そういう仕組みにするとかということは可能なんでしょうか。その辺、今の現状の貿易投資相談の中で、環境が出てきたときの対応が十分とれるかどうかということから危惧をしたんですが。

○寺田貿易投資相談課長 ありがとうございます。環境そのものを相談したいという相談は実際には余りないものですから、まず、電話を受けた電話というのは大体主として対応しているのが、民間のOBなどを中心とするアドバイザーと呼んでいる方々が20人弱ぐらい貿易投資相談課におりまして、その方々は地域別の得意分野というのを持っている場合が多いです。あと地域の分担のほかにも、分野別に例えばこの人は特に食品に強いとか、あるいはこの人は機械に強いとか、そういうものがありまして、ルーマニア向けの中古タイヤはだれが答えたか、確認していないんですけれども、大体、こういうのは地域別のアドバイザーに振られる場合が多いです。

それで、ご指摘のとおり確かに電話で来たものというのは、正直な話、何をお聞きになりたいのかつかむのまで結構苦勞することが多いです。とはいえ、やはりもっとジェットロを使って

くださいというふうに私どもは申し上げている手前、文書を出してくださいと私も過去にそういう対応をする役所というか、団体に会ったことがあるんですが、やはり急いでいる方にとって文書を出してくださいというのは、随分な対応だと思うので、実際にはメールとかファクスでのお問い合わせにも対応しております、こちらのほうがご指摘のとおり、じっくり調べて答えられるというメリットはあります。

ただ、やはり一日じゅう電話が鳴りっぱなしだもんですから、そういったものを次から次へと受けて、やはり確かにご指摘のとおり、一部完璧でない部分はございますけれども、それは誠心誠意お答えして、つい昨日もアドバイザーとの会議の中でアドバイザーの方のお一人が、ちょっと私は間違っただけを言ってしまったので、午後になってからおわびの電話をかけて修正しましたというふうに、確かに瞬発的には間違っただけはございますけれども、それを恐れて文書を出してくださいと、それで3日以内あるいは3労働日以内、4労働日以内にご回答しますというのは、かえってサービスの低下になる危険がございますので、完璧でないかもしれませんが、私どもとしては精いっぱいそれでやらせていただいております、それなりのご評価もいただいているのかなと。

ちなみに昨年暮れにアンケートをとりましたところ、お役立ち度とあって、大変役に立ったと役に立ったで大体97~98%ぐらいございましたので、総じて今のところはご満足いただいているのかなと考えております。でも、大変前向きなご提案をありがとうございます。

○原科委員長 今の、5段階評価なんですか。

○寺田貿易投資相談課長 4段階です。役に立った、まあ役に立った、余り役に立たなかった、全く役に立たなかったという4段階なんですが、大体……。

○原科委員長 わかりました。

○柳副委員長 私の先ほどの発言に関連してなんですけれども、裏面のやつで欧州理事会の規則というのは、具体的にもうちょっと何か、これは廃棄物規則なんだとか何とかだと、もうちょっと何か示していただければいいかなという。規則だと担当の方がおっしゃられたんだったら、規則の場合と指令の場合って違うんですね。規則というのはあっても直ちに国内法化しなくてもそれで法律になるという性質のものなので、EUでは規則をつくるときはかなり手続的にも結構しんどい面がありますし、慎重に規則をつくるんですね。それか、指令の場合は一般的に3年8カ月とか一定の期間を置いて、それで国内法化してもらうので、指令の中身が大体具現化できれば、その国独自のやり方でいいという性質のものなんですよ。

ですから、恐らく規則だと言ったのはもしかすると僕もあいまいなので、廃棄物は規則にな

ったのが数年前にあったかなんていうのをちょっと思いながらこの説明を見ていたので、何とかという何年にできたこういう規則がありますよとか、もう少し何かできればこういう紙で示していただくときには、もうちょっとわかりやすくしていただければ、具体的な根拠をちゃんと明示していただければ、こちらも発言しやすいかなとちょっと思いましたので、よろしくお願いたします。

○寺田貿易投資相談課長 すみませんでした。今回、これを用意するのに当たって、ジェットロでは実はご相談を受けた後に、アドバイザーの方々に相談事例の知見を共有していただくために、これをデータベースに入力するのを実はアドバイザーの皆さんにお願いしておりまして、実際にはこれを紙に書いてファクスで送ったとかいうことじゃなくて、実際には割と電話で10分、15分、お話になったものをアドバイザーさんが簡単に入れてしまっているものですから、今回、ご報告の前にもう少しきちんと精査するべきだったかと思うんですけども、これは私どもがつくっておりますトレード・インクワイリー・カード、T I Cというデータベースがございまして、その中から出したものをそのままご報告してしまいまして、ご指摘のとおりアドバイザーさんが厳密にどのワーディングでお話になったか、十分確認を次回からのご報告ではさせていただいて、もう少しきちんとした形でご報告できるようにしたいと思います、そういう事情がございまして、実際にこのとおりのお話をされているとは限らないという状況でございます。次回からは気をつけるようにいたします。

○原科委員長 どうもありがとうございました。

それでは、この辺でよろしいでしょうか、次へ進みたいと思いますが。

では、案件形成調査事業につきまして、清水部長、お願いします。

○清水産業技術部長 お手元の資料の6-6、6-7、それから参考資料として6-7のaとbを用意しました。案件形成事業は、ガイドラインの第Ⅲ部に該当するということでございまして、一昨年度、昨年度は、長時間お時間をいただき議論をさせていただきまして本当にありがとうございました。我々もいろいろと頭の中の整理ができたかと思ひますし、今後、ガイドラインを踏まえ案件形成事業を実施していこうと考えております。

今日の報告でございましてけれども、私どもが今、案件形成事業の報告書として持っている最新のものは19年度事業ということですので、1月1日に発行したガイドラインの適用前のものがございます。従いまして、資料6-6につきましては、まだガイドラインが適用されていない段階の報告書に関して、ご参考までに報告させていただき次第でございます。それから、その後、20年度の事業がどういう状況にあるかという報告をさせていただきます。

最初に、資料6-6でございます。まず、一言、情報の公開につきまして申し上げます。地球環境調査、民活調査、石油調査という3本の事業の柱があることは、既にご存じのとおりでございますが、地球環境調査と民活調査につきましては既に5月末に図書館に報告書本体を納めました。これまでは日本語の報告書だけ納めていましたが、今年度から、日英両方の報告書の配架をしております。それから、報告書の概要につきましても、やはり日英両方をウェブ上にアップしております。6月24日にアップをしておりますので、皆様のパソコンからもご覧いただけるという状況になっております。

それから、19年度の石油調査につきましては若干準備が遅れておりまして、配架につきましては既に図書館には持ち込んでおりますけれども、最終的な登録手続にもう少々時間がかかるようでして、まだ棚には並んでおりません。それから、概要は、ウェブ上に、今日、明日にでもアップできるのではないかと考えております。

それでは、それぞれの事業でございますが、念のため、簡単にポイントだけ振り返っておきます。1つ目が地球環境・プラント活性化事業等調査でございます。これは途上国の地球環境保全対策や、インフラ整備等に係る資金協力プロジェクトについての案件形成を行うという調査でございます。私どもは平成10年度から受託をしております。下に簡単な表が載っておりますけれども、過去、19年度までの10年間で46カ国238件の調査を実施しております。直近の19年度は20件でございますが、この中にはいわゆる提案公募型の18件と、それから経済産業省とも相談をしながら作業を行いました緊急政策ニーズ対応の2件、合わせて20件という構成になってます。

それから、開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査でございます。これは途上国での民活型の経済基盤整備に係る案件形成を目的とするものでございます。これにつきましては私どもは18年度から受託しておりまして、2ページの下にございますけれども、18、19年度の二年間でそれぞれ9件ずつ計18件、国数では8カ国の調査を実施しております。

それから、最後がいわゆる石油調査、石油資源開発等支援調査事業でございます。これは産油国、産ガス国における様々なプロジェクトの成立に向けた調査を行うことで、最終的に日本のエネルギー安定供給の確保に資することを目的とするというものでございます。こちらにつきましては平成12年度から受託しているところでございます。過去8年間、12年度から19年度までの間に26カ国103の案件を実施しています。直近の19年度は10件実施しました。

資料の4ページ、5ページにそれぞれのワークフローを書かせていただきました。地球環境と民活は同じでございますので4ページにまとめてございます。年度が変わる直前に公示が経

済産業省からありまして、私どもが応札をし落札したということで、実際にジェットロが公募を始めたのが5月末ということです。最終的に公募を締め切りまして、提案内容についてのチェックをし、案件の採択・公示をしたのが8月8日でございます。その後、契約をし、最終的には1月末までに報告書を出していただくということで、作業を進めていただいたわけでございます。19年度は契約が若干遅くなって作業時間がなかなかとれなかったということもあって、後でご説明しますが、今年度は日程を少し前倒しして実施をしているところでございます。

それから、5ページが石油調査でございます。こちらにつきましては先ほどの地球・民活調査よりも少し早いスケジュールで19年度は動きました。2月末に公示がございまして、私どもが落札したのが3月末、ジェットロからの公示が4月6日です。これにつきましては第一次公募で必ずしも十分な案件が集まらなかったということもあって追加公募を6月25日に行っております。2つの公募があったわけですが、いずれも専門委員会の採択を経て、最終的には1月末までに報告書を出していただくということで進んだわけでございます。

6ページ以降に19年度の案件概要を書きました。すなわち、地球環境調査で20件、民活調査で9件、それから石油調査の10件でございます。別紙3の9ページまでが地球環境調査の案件です。それから、別紙4の10ページと11ページが民活調査の案件、それから、最後に別紙5の12ページから13ページが石油調査の案件ということでございまして、案件名、それから実際に調査を実施した実施法人名、それから内容のポイントを書かせていただきました。

個別にポイントだけご説明するという方法もありますが、余りディテールをお話しても仕方がありませんので、これはご覧いただいて、こんな内容だとご理解を賜ればと思います。

国の数で申しあげますと、地球環境調査につきましては、インドネシアが5件、ベトナムが12番から15番までの4件でございます。あとは大体1件ずつということでございます。案件名をご覧いただいてお分かりいただけますようにテーマは多岐にわたっておりまして、発電所関係、通信網、橋など、さまざまな案件がございます。

それから、10ページ、11ページが民活でございます。これもご覧いただければと思いますが、案件としてはやはりインフラ関係でございますので、鉄道関係、上下水道関係、発電関係など、さまざまなものがあります。国別で申しますと、インドネシア2件、ベトナム3件などで、地球調査とか民活調査では、やはり非常に皆様の関心が高いベトナム案件が増えているということだと思っております。

それから、12ページ、13ページが石油調査でございます。これはいわゆる産油国が対象になるわけですが、ご覧いただいてお分かりいただけますとおり、イラクの案件が2件、

インドネシアの案件が2件あります。こういった国が複数の案件がある国です。少し珍しい例ではカナダのオイルサンド案件があります。石油調査ではなかなか先進国案件が出てこないのですが、19年度は1つあったということでございます。

以上が19年度です。

次に、20年度でございますが、資料6-7をご覧くださいと思います。先ほど冒頭にも説明をいたしましたが、この20年度案件からガイドラインの適用対象ということになるわけでございます。

制度の変更がございまして、資料6-7のタイトルの下に大きな括弧でくくってございます。2行書いてありますが、案件名が2つになっております。円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査というのが、昨年度までの地球環境調査と民活調査が一つになったものでございます。従来は、2本の契約をしておりましたが、1本の制度になっております。それから石油調査はこれまでと同じで、石油資源開発等支援調査事業ということです。私どもはこの2本を経済産業省から委託を受けて行っています。従いまして、また後で議論になりますが、ガイドラインの中に調査事業の名称が書いてございますので、その部分は改正をするという手続が必要になってくるということでございます。

今年度の事業のスケジュールでございますが、めくっていただきまして、3ページ目と4ページ目に先ほどの19年度と同じような形でワークフローをつけました。円借款案件形成等調査及び民活インフラということで、従来の地球環境調査と民活調査を合わせた制度でございます。これにつきましては3月初めに経済産業省の公示がございまして、私どもが落札したのが3月19日でございます。

4月の頭から動き出しまして、ジェトロの公示を4月末、連休前にしました。説明会等を経て締め切ったのが5月23日。審査委員会を6月27日に済ませたところでございますが、まだ、最後の事務手続が残っておりまして、案件の採択の公示をするまでに至っておりません。7月上旬にできるだけ早くオープンにしていきたいと考えております。

その後、実施主体と契約内容の交渉に入りまして、7月下旬から8月にかけて契約が出来るのではないかと考えております。昨年度のスケジュールに比べますと、約1カ月ほど前倒しということになっておりますが、少しでも調査期間を長くとりたいということで、急いだところ です。調査の締め切りは1月末です。

それから、石油調査ですが、4ページに別紙2として添付しています。同じようなワークフローですが、経済産業省の入札のタイミングが昨年度とほぼ同じでございましたが、ジェトロ

内の作業に少し手間取りまして、最終的にジェットロが公示をし、公募を締め切るタイミングが昨年度より1カ月ほど遅くなっております。昨年は5月10日には第一次募集を締め切っておりますが、今回は6月9日締め切りということでして、まだ、専門委員会も開いておりませんし、これから具体的な採択・公示の手続に入るといことです。いずれにしましても、出来るだけ早いタイミングで契約をいたしまして、できる限り長い調査期間を調査をする方に用意をしたいと考えているところでございます。

以上がスケジュールでございます。公募時には、公募要領、先ほど申し上げました資料6-7-aと6-7-bですが、これをお配りして説明しているわけでございますが、この中に環境社会配慮に係る表現を書きこんでいます。ガイドラインをつくる際に、どういう形で公募要領を作るかという点に関して、皆様とは大分議論させていただきましたので、一つ一つ振り返る必要はないかと思いますが、「ジェットロの環境社会配慮ガイドラインに則って、きちんと調査をしてください」ということを改めて書いています。ページを念のため申し上げておきますと、資料6-7-aでは、8ページの一番下に、ガイドラインに配慮して調査をしてくださいということを書いています。石油調査も同じような形ですので、そちらは省略します。

それから、スクリーニング様式を追加しまして、具体的にチェックをして欲しい項目を明らかにしています。資料の別添2-ハ-①でございます。通しページ番号がついていなくて恐縮です。それから、その書き方につきましても別添3-イに事例をつけています。こうしたスクリーニング様式をつけたので、スクリーニングの結果をジェットロホームページに掲載する旨をやはり8ページの上のほうの「選定結果の通知・公表」というところに明記しています。

それから、個別案件を提案していただくわけですが、その提案書の中にも環境社会配慮関連の項目について、さまざまな修整を加えています。これも通しページ番号がなく恐縮ですが、2-ハ-③という別添がございますけれども、その中の2ページ目以降のところにもいろいろと書いてあります。例えば、4ページ目の「プロジェクトの重要性・効果等」のところでは、下のほうに「環境社会に関する側面の検討」という項目があるのをご覧いただけたと思います。

「環境社会影響の可能性」と「環境改善効果」という、プラス面とマイナス面を両方書いてくださいということで欄を設けました。それから、報告書の作成基準指針につきましても、報告書の作成をする際には、環境社会的側面をきちんと書いてくださいということをご公募提案要領の中に添付しています。別添4が公募提案要領に付いていますけれども、その中の3ページから4ページ目にかけて、環境社会面への配慮を書いてくださいということをご明記しております。

なお、こうした点については、公募説明会におきましても、環境社会配慮審査役に同席して

いただきまして、説明会にいらっしゃった企業の皆様に説明をするということをいたしました。

以上が公募提案要領の中に書いた環境社会配慮に係る部分でございます。

現状でございますが、冒頭、簡単に申し上げましたが、まさに今、採択案件の検討中ということでございます。それぞれの提案案件が環境社会配慮の対象となるか否かについて、分類作業をスクリーニングシートに従って行っているところです。決まりましたら、案件の概要、それからスクリーニング結果も踏まえまして報告するということになります。

今後の予定でございますが、先ほど申し上げたとおり、これから契約・精算の説明会を採択された案件のご担当の方と進めまして、実施計画書をつくっていくというプロセスになります。その中で、不足がないか否かを、担当部内、それから環境社会配慮審査役にも確認をしまして、具体的な契約締結になる訳でございます。

簡単ではございますが、案件形成関係の報告を以上で終わらせていただきます。

○原科委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明に関しましてご質問はございますでしょうか。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 どうもご説明ありがとうございました。

自分なりにもうちょっと理解して深めたいというので質問をさせていただきます。結構、案件形成調査事業は3つのカテゴリーで全部合わせると40件ぐらい、去年行われた事業の各カテゴリーごとの予算規模がどのくらい……案件形成調査事業の3つのカテゴリーごとの予算規模がどのくらいで、全部10年間ぐらい合わせると数百件、400件、500件ぐらいの調査をなされたということで、あくまでも案件調査事業ということだから、案件に結びついたかどうかといういわゆる打率、いろんな形で案件が進展して行って実現するということが望ましいと思うんですが、その辺のここで調査した結果として円借に結びつけ、あるいは途上国自身があるいは当該国自身がそれを案件として事務どおりにやったとか、いわゆるどこかの国際機関がそれを扱ったとか、そういうフォローアップをどういうふうに評価したらいいのかなという、その点と2点です。予算規模とフォローアップ、打率の点という、その辺をちょっと感触でもいいですから、大ざっぱな数字でちょっと教えていただきたいと思います。

○清水産業技術部長 最初に予算でございますが、毎年度、少しずつ予算は変わりますので、あくまでもご参考ということで、昨年度、19年度の予算を申し上げます。私どもが落札したときの金額で申しますと、地球環境調査が約10億円、それから民活調査が約4億円、石油調査が約7億円ございました。ちなみに、今年度は地球環境調査と民活調査が一つの制度にな

りまして、約12億円ぐらいです。石油調査は約7億円で前年度からほぼ横ばいの数字でございます。

先ほど1点申し忘れましたが、公募提案要領の中にも書いてございますが、1件当たりの金額が、昨年度は4,200万円でしたが、今年度は1件当たりの金額が少し増えておりまして、6,300万円というガイドラインが示されております。もちろん、最終的には実際にかかったお金で精算していきますので、必ずしもそのとおりにはありませんけれども、少し調査予算の規模が大きくなり、もう少しいろいろな調査ができるようになったということでございます。石油調査は、これまでと同じで、1件5,000万円ぐらいです。

それから打率でございますが、打率につきましてはガイドラインの委員会でも随分議論させていただきました。過去に実施した200件のうちどれ位の案件がどういう段階にあるのかということについて、いろいろお話をさせていただきましたけれども、交換公文の締結に至っている案件であるとか、ロングリストに載っている案件とか、どこで切るかによって打率の定義が変わってくるかと思いますが、ラフな数字で申し上げますとロングリストに至った案件が2割ぐらいです。そのうちE/N締結に至った案件が1割です。昨年度の委員会でもフォローアップ委員会についての議論がございましたが、現状で、各案件がどういう段階にあるのかということについて、適宜、アンケート調査などをしながら確認をするというプロセスを私どもは行ってきたということでございます。

○吉田委員 ありがとうございます。

○原科委員長 ほかにございますか。

宮崎委員。

○宮崎委員 今の関連でちょっと教えていただきたいんですけど、平成20年度、まだ今審査中ですから、余り細かいことはあれかと思いますが、大ざっぱに2つのカテゴリーで何件ぐらい応募というかあったとか、そういうことはわかりますか。それと、例えば昨年と比べて多くなっているのか少なくなっているのかという、そのくらいのことでも結構なんですけれども。

○清水産業技術部長 案件がどれぐらい出てきたかということに関しては、公開を控えさせていただきますので、この場でも数字は申し上げられませんが、今年度の採択予定は一応、公募要領の中にも書いてございますように、地球調査と民活調査を合わせたもので10件ということで、今、選定作業をしようと考えております。

石油調査は、今の段階ではまだどれぐらいになるか分かりませんが、予算的には去年と同じでございますので、やはり去年と同じぐらいの案件数を考えています。案件の出てくる状況を

見つつ、必要があれば追加公募ということもあるかもしれませんが、そのあたりは状況を見つつ対応していくということかと思っております。

○原科委員長 今、公募案件数は公開できないとおっしゃったんですけれども、これはどういう理由で難しいんですか。

○清水産業技術部長 企業の皆様がどれぐらい関心を持って提案を出されているのか、何件落選したかとかは、オープンにはしておりません。最終的に合格した案件については全部オープンにいたしますけれども。

○原科委員長 応募する側から言うと倍率とかは知りたい。そうでしょう。30件で10件当たるのか、20件で10件なのかでは随分違ってきますよね。だから、普通、大学では入学試験に必ず倍率を出しますね、そうでしょう。倍率は重要な情報なので、その辺、むしろ今後は検討していただいたほうがいいかもしれないですね。件数を公開してもどうなのかな。余り問題は生じないと思いますが、むしろそのほうが応募するのにいいんじゃないですか。

○吉田委員 ちょっと微妙じゃないかな。

○原科委員長 どうですかね。

○吉田委員 企業秘密ということ。

○原科委員長 いや、だから、特定の名前は出さない。入学試験だってだれが応募したなんて出ません。

○吉田委員 だから、その情報は伏せて何件というのは必要だけれども……。

○原科委員長 何件だということなんです。

○吉田委員 どことこの国の何々の案というのはまずい。

○原科委員長 だから、トータル件数ぐらいは別に問題ないでしょう。

○吉田委員 そうですね。倍率は出してもいいんじゃないや……。

○原科委員長 ね、倍率ぐらいはと思いますけれども。

○清水産業技術部長 要は何をオープンにするのかということです。

○原科委員長 その辺はご検討ください。

今のほかにいかがですか。

では、松本委員、どうぞ。

○松本委員 1点目が緊急政策ニーズについてですが、清水部長とのおつき合いが長くなると、これは経済産業省に聞いてくれと言われる可能性もあるかと思いながら聞きますけれども、というふうに言っていると教えてくれるかもしれないと思って。2件、しかもマダガスカル以案

件で、これを見る限り、どこに緊急ニーズがあるのかがわかりません。この政策のインプリケーションというのいろいろな幅があると思っているので、この緊急政策ニーズというのはどういうことかというのをご説明いただければと思います。

それに関係して、そうすることによって何か異なるものが出てくるかと、プロセスあるいは入札、何かほかのものとは異なる点があるか。具体的に見ると企業名が書いてあるので、入札をされているのかなというふうにも思いますし、ここでわざわざ2件を分けられた理由というのが知りたいなと思っていますので、もし手順が違ったら教えてください。さらに言うと、20年度にはそういうものが、要するに年度にかかわらずそういう要望が経済産業省からあったら、大体今までも入れているのかというようなこと。

それと、もう1点は20年度の公募提案要領を見ていて、もしかしたら私の記憶違いかもしれませんが、以前、これは井上主幹からご説明いただいたときかもしれませんが、ODA大綱との関係とか私が質問したことがありまして、それは何かこの要項の中で読むところがあつたと思うんですね、多分、3ページ目の真ん中あたりにある注のところの(1)から(7)の中に、これはODA大綱として読むんだということがあつたと思うんですが、今、読んでみると、それに該当するものがないので、そうした例えばいろんな意味で今ODAをちょっと控えているような国とか、そういうようなものは要項段階で配慮するようになっているのか、それは何かもし意識的に外したのであれば何か理由があつたのか、そのあたりをちょっと教えていただきたいなと思っています。

○清水産業技術部長 ありがとうございます。

3点、ご質問をいただいたかと思いますが、1点目、そもそも緊急政策ニーズとはということですが、ご指摘のあつたのは19年度の資料6-6でいいますと19番目と20番目のマダガスカルの2件でございます。案件名も「緊急ニーズ調査」ということで明示的に分けてございます。これらはまさに政策ニーズ対応ということで、政策的に特に二国間関係であるとか、先方からの要請であるとか、そういったものがあつた場合に、その中身を勘案して、緊急に調査をすることが二国間にとって非常に有益であるという判断のもとに行つたものでございます。今回、特にアフリカにつきましてはTICADもございましたし、アフリカとの関係、それから資源外交上の必要性など、さまざまな要素を総合的に勘案して、この2件を緊急ニーズ調査として実施したというものでございます。

2点目の手順との関係で申しますと、この2件につきましては、仕様を書きまして一般競争入札をしています。ですから、他の18件のように中身の提案をしていただいて、それを評価

するというプロセスではなく、経済産業省と私どもで仕様書をつくり、それに対して応募をしていただくという形でやっているものです。従って、手続としては公募とは相当異なるものになっているところでございます。

それから、3点目のODA大綱との関係です。公募提案要領の中のまさに今ご指摘のあった3ページ目の注が書いてございますけれども、その1.のところに「我が国との二国間関係等により、本公募の対象とならない国がありますのでご注意ください」という表現がございますけれども、ここでございます。この表現は変えていません。昨年度までと同じ表現になっております。特段、事情が変化したというものではございません。

○原科委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 すみません、3点ほど。

1つはスクリーニング様式なんですけれども、恐らくこれは提案のときに提出するような形になるんですかね。内容を見ると全部わかるかなというのは、特に細かい保護対象地域の括弧の中のこととか、それから生態学的に云々とか、それから少数民族云々ということで、果たしてここまで提案のときに埋められるのかなという気がしますけれども、今年やってみて、その辺の所感をお聞かせいただければというふうに思います。

それから、2つ目にそれぞれ審査委員会、専門委員会というのが開かれているんですが、委員の方は何か公表されているのかどうかということで、2つ目にお伺いします。

それから、3点目は私どもは非常にこの環境ガイドラインを徹底するというので、会員のコンサルタントの企業の方から、今年度のお打ち合わせ等でこのガイドラインの適用について、いろいろとジェットロの方から指導を受けているというお話を聞いております。一方で大変うれしく思うんですが、それと同時に予算額が増えたということで、これも私ども実施する立場からすると、大変感謝しているところがあります。

1点だけ、なかなか現地で非常に初期段階の調査ということで、いろいろと大変な状況だろうと思っています。そういう面で中間報告も含めまして、適切な専門的なご指導をよろしくお願ひしたいというふうに思っていますけれども、その辺の体制的なことでお伺いできればと思います。

以上、3点。

○清水産業技術部長 1点目のスクリーニングでございますけれども、私どももガイドライン

をつくる際にも、どこまでこの初期段階で皆様が書けるかなという点については、いろいろ懸念をしました。しかし、余りにぎっくりした様式だとなかなか書けないことを考えれば、わかる範囲で書いていただくべきということで、これらの項目をJICA、JBICの例を引きつつ書かせていただきました。いずれにしましても、この段階でできるだけ前広にチェックをしていただいて、その中で環境社会配慮の必要性がどのようにあるのか、ということを見せさせていただくというプロセスが重要だと思っています。

特に、このスクリーニングは、ガイドライン策定委員会でも随分議論になりましたが、A、B、Cをつけるものではありません。むしろ、環境社会配慮ガイドラインの適用対象ではないという案件をはじいていこうというのが大きな目的です。ほぼすべての案件はガイドラインの適用対象になるものだと我々は考えておまして、若干チェック作業に難しいところがあるかもしれませんが、ここでチェックをしていただき、その内容を確認していくということかと思っています。実際に、今回提出されたものにつきまして、特段、何かトラブルがあったということは聞いておりません。もし、審査役からコメントがあればぜひ追加コメントをいただければと思います。

○作本環境社会配慮審査役 ただいま清水部長からご説明があったとおり、私どものこの段階では、影響があるかないかというこの2つの分け方に立っているわけですね。ですから、詳細な環境影響をスコーピングする必要があるかとなると、そのための材料は欲しいんですが、一番我々にとってこの段階でやらなければいけないことは、あるなしを白黒つけるということにあります。そういう意味では、これだけの情報でかなり助かっていることはあります。

ただ、私は今のご質問の趣旨は、このスクリーニング様式は使いやすいかどうかということをご質問されたのではないかと思います。その意味ではこれはJICA、JBICに倣っていても極めて使いづらい。はっきり言って定義があいまいで、しかも水関係の自然保護には全く触れていない、例えば海洋にかかわるもの、沿岸にかかわるもの、今、こういう分野での環境問題が起こっているときに、この様式は余りに不出来であると、私は逆にJICA、JBICにもかかわっていましたが、そういうことをむしろここであえて言いたいと。

かといって、私どもがここで独自にこれをつくるわけにはいきません。やはり横並びということがありますし、これを参考にしているまた他の団体があるわけですから、そういう意味ではあわせてむしろ原科委員長あたりに今回のガイドライン、統一ガイドラインをつくるときに、ぜひこのあたりをもっと使いやすいものにかえていただくように、ご提案いたしたいと思いません。

以上です。

○原科委員長 今、お話がございましたように新JICAのほうでガイドラインの改訂を、今、有識者会議で進めておりますので、そちらのほうでも今いただいた意見を参考にさせていただきます。どうもありがとうございます。

ちなみに、そちらでは私と吉田先生、2人でやっていますので、2人というか、私が座長で吉田先生が副座長で、あとメンバーがたくさん入っていただいてやっております。高梨委員もいらっしゃいますので、皆さんもお聞きになりましたか。今のことを十分反映したいと思えます。

○清水産業技術部長 それから、高梨委員からの2点目のご質問は、審査委員会のメンバーの公表ということでございますか。ガイドライン策定委員会の際にも申し上げましたが、これは基本的には最終的に入札プロセスでございますので、ここにかかわっている委員会の方々のお名前は公表しておりません。

○原科委員長 よろしいでしょうか。

○高梨委員 あと、3点目のさっきのあれで、今年入っていくということなので、現実には中間報告を含めて、これからどんな体制で出てくる、アウトプット？ですね、やっていかれるのか、もし今の段階でわかっていれば教えて。

○清水産業技術部長 わかりました。失礼しました。3点目につきましては、先ほどのフロー図の中のイメージも踏まえてのご質問かと思いますが、このフロー図自身、ご覧いただいて分かりますとおり、昨年度から特に大きく変えたものではございません。今後、契約をして具体的な中身を決めさせていただいた後、調査にかかっているわけですが、中間報告の段階では今どんな状況にあるかというチェックをさせていただきます。その過程ではジェットロ内部の人間、それから必要に応じてJICAなり、JBICのような関係機関の方にもアドバイスをいただきながら、進捗状況をチェックさせていただくという、これまでの体制と特に変わったものではございません。こういうお答えでよろしゅうございますでしょうか。

○原科委員長 よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

では、よろしいようですので、次に進めさせていただきます。

それでは、次のご説明をまた作本審査役、お願いいたします。

○作本環境社会配慮審査役 すみません、また、引き続きご紹介させていただきますが、ジェットロと総務部を中心に行っております環境社会配慮への取り組みということで、幾つかご紹介

させていただきたいと思えます。

資料6-8と9にわたりますが、まず8ですけれども、京都議定書目標達成ということと、あと政府及び事務・事業に関しての温室効果ガス排出削減、これらの閣議決定に基づいて、ジェットロにおきましてもみずから具体的な措置を定めて、実施計画を次のとおり作るというようなことを行っております。ここでは、この本部だけではなくて大阪の本部あるいはアジア経済研究所、貿易情報センターの事務及び事業が対象となります。

平成19年度から24年度までの期間を対象とするということで、具体的な内容といたしましては1番目の1ページ目ですが、財やサービスの購入・使用に当たった、こういう面での配慮、2番目が先へ進みますけれども、4ページ目に建築物の建築、管理等に当たったの環境社会配慮、3番目が5ページであります、その他の事務・事業に当たったの温室効果ガスの排出抑制についての配慮、こういうような取り組み、次が6ページ目ありますが、職員に対する情報提供で温暖化に関する情報等を提供する。5番目、6ページの下になりますが、実施計画の推進体制としまして、地球温暖化対策推進委員会というものをつくりまして、その管理統括は本部が行うということになっております。

具体的な目標といたしましては数量的なものを用意しておりまして、7ページ目の最後になりますが、6になりますけれども、平成18年度を基準として本機構の事務及び事業に伴い、直接及び間接に排出される温室効果ガスの平成22年度から24年度までの総排出量の平均を全体として6%削減しようと、こういうような目標を持って行っております。

次が6-9であります、いわゆるグリーン調達であります。もうご存じの方が多いと思いますが、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、これに基づいて次のような方針を立てた、これを購入したということでありまして、具体的な環境への負荷の少ない物品等というのは、1ページ目からリストに載っているとおりであります。こういう取り組みを行ったということでありまして。

あと、資料は最後に研修用のマニュアルとしてちょっとお付けしておりますけれども、総務部では環境社会配慮ガイドラインができたということで、アジア諸国等に配置されています海外投資アドバイザーへの研修、あるいは海外にこれから出るという赴任職員等の方への研修あるいは職員に対する研修ということでマニュアルを作りました。添付されている研修用のマニュアルがそれです。あるいはビデオを現在準備している、そういう段階にあります。

以上です。

○原科委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明に関しまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

岡崎委員、どうぞ。岡崎委員が来られました、一言お願いいたします。

○岡崎委員 遅れてまいりまして失礼いたしました。国際協力銀行の岡崎でございます。

実施計画の中で、実は私どもの銀行でも議論しないといけないねと言っている問題が職員の海外出張時に航空機を使用した場合のCO₂の排出量、これを測定すべきだろうと。実際に民間企業では既にそういったことを測定されて、カーボンオフセットの観点から実際に出張でこれだけ温室効果ガスを使った一方で、会社としてこれだけ削減に貢献しているのというようなことをプラスマイナスで測定されているような会社もございます。私どもの銀行はある方に言わせると、恐らくJBICの職員というのは、日本の公的・民間の組織の中で最もCO₂を排出している機関だろうと。それは1人当たりの海外出張を測定すれば、そういうことになるだろうと思うんですが、ジェトロさんも恐らく海外出張あるいは国内出張での航空機の利用というのは、非常に多いのではないかなと思うんですが、そういった議論がございましたかどうか、お聞かせいただければと思います。

○古谷総務課長 ジェトロでは職制レベルで役員会が一番上にある審議機関なんですが、その下に部長会、さらにその下に課長会というのがありまして、順番に審議をしていくわけですが、課長会でこの計画を議論しましたときに、やはり課長の中から海外出張で使う飛行機、ここをやはり考えなくていいのかという意見はございました。ただ、そのとき一方でジェトロの職員が海外出張をやめたからといって、その飛行機が飛ばなくなるわけではないよねと。それから、そこは飛行機会社としてこれから工夫、あるいは飛行機を作っている製造メーカーとして省エネルギー、あるいは地球環境に優しい機材をこれから開発していくという役割を担っておられるんじゃないかと。したがって、我々のほうからはそこは除外して計画を作りましょうということに至りました。

○原科委員長 今の件でちょっと一言。ですけれども、カーボンオフセットとか、そういうようなことはやられてもいいかもしれないですね。後で報告がございます国際影響評価学会（IAIA）では、やはり国際学会なので世界中から来ますので、おっしゃるように出張、移動はやむを得ないですね。ですけれども、その負荷はかかるのでカーボンオフセットをしましょうということで、我々は少し払いましたけれども、ボランティアですけれどもね、だから、そんなようなことは可能かと思えます。

ほかにございますでしょうか。

宮崎委員、どうぞ。

○宮崎委員 非常に前向きな、立派な方針と実施計画を立てられていると思いますが、やっぱり計画をつくられたら、当然、それがどれだけ実行されたかという見直しが非常に大事なことだと思うんです。そのあたりの体制といいますか、例えばここに書かれていることが次の年度末にはどのぐらい遂行できたんだろうかという、そういう評価とか、そのあたりはどのような体制を考えていらっしゃるのでしょうか。

○古谷総務課長 数字といたしましては電気消費量、これで決まった係数がございまして、それで本部、アジア経済研究所、それから各地に配置しております貿易情報センター、国内事務所ですね、大阪本部の数字を把握しております。それを今年度が終わった段階で比較をするという考えでありますけれども、先日、ここにご紹介した委員会を開催した折に、最後の段階でチェックするのではちょっと危ないんじゃないかと。したがって、年度途中でしかるべきタイミングで消費量を測ってみようということにしております。

○原科委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

1つ、今に関係しまして資料6-8の7ページのところで6番目の項目、数量的な目標についての質問なんですけれども、下から4行目で「温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を全体として6%削減することを目標とする」とありますけれども、「平均を全体として」ってちょっとよくわからなかったんですが、これは平均を取って読んでも同じ意味ですか。「平均を」ってどういう意味なのかなと思ひまして。総排出量を全体として6%削減するということですね。平均を云々って何か、毎年6%という意味ですか。

○古谷総務課長 年平均。

○原科委員長 毎年6%。

○古谷総務課長 はい。(注1)

○原科委員長 それは非常に前向きな形。それはすごいですね。ぜひ頑張ってください。

ほか何か……では、松本委員、どうぞ。

○松本委員 やや枝葉末節ではあるんですけれども、資料6-9の7ページなんですけど、おおよそ全部100%だったんですが、印刷のところだけ米印がついて85で、その米印を見ると古紙配合の配合率の偽装問題が背景にあるということが書かれていて、ただ、その場合、85という数字自体もなかなか難しいんじゃないかなというところを思っているんですけれども、このあたりについてはどういう議論で、この85という数字になったのかなというのをちょっと参考までに教えていただきたいなと思っているんですけれども。

○古谷総務課長 すみません、この点については追って、こちらのほうからまたご連絡をさせていただきたいと思います。（注2）

○原科委員長 それでは、よろしくをお願いします。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、よろしいようですので、この辺にいたします。

どうもありがとうございました。議題2は以上でございます。

次は5番目のところ、（5）番ですが、その他に参ります……その前に、藤崎前審査役、お願いいたします。

○藤崎前環境社会配慮審査役 前審査役をやっておりました関係で、実は平成19年度はこのガイドラインの対象ではありませんけれども、私どもとして自発的に案件形成調査の報告書ができ上がってきた段階で、時間的な関係もございましてすべてにおいてではございませんでしたけれども、私のほうで報告書のチェックをいたしまして、私のコメントを担当部にフィードバックをするという作業を行いました。かなり時間的にも切迫した中でございましたが、とにかく可能な限り、私のほうでチェックをさせていただきました。その結果につきまして簡単にご報告をさせていただきます、これは言ってみれば今年度、20年度に作業を進めていただく上における参考にさせていただきたいということで、今回、ご報告させていただきます。

大きく言うと2点で、そのうちの1点に焦点を絞って話をさせていただきたいと思います。気がつきましたのは1つはケアレスという側面もあるのではないかと思いましたが、報告書全体として例えば前に書いてあったことと後で記述されていることが、辻褄が合っていないよというのは困るなということがございました。

それは、恐らく共同で作業されておられてデッドラインもあって、要するに内部的に互いに読み比べとっては変ですけれども、例えば前のほうと後ろのほうとで書き手が違って、その間のやりとりが不十分で、結果として齟齬が生じてしまったということかもしれません。やはりそういったところ、とりわけ環境絡みで恐らく環境に関する制度とかをお調べになった方と、今度、本体の分で環境社会影響等をお書きになった方とで恐らく手分けをされていて、その間のコミュニケーション不足で若干齟齬が、前等に書いてあることと後ろに書いてあることが違うんじゃないかということで、こちらはそれは指摘をさせていただき、最終的には直していただきました。そういったところが気づいた点の第1点でございます。

これは非常にタイトなスケジュールで作業をしてもらっている関係上、そういった物理的な制約もあって出てきてしまう問題かなと一方では思いますけれども、特に気をつけていただき

たいと思いました。

それから第2点目、私、実はJICAの審査会のほうで委員をさせていただいてまして、そのときも感じていることなんですけれども、なぜか調査報告書をお書きになられる方のほうは、例えば環境社会影響はないとお書きになりたいようなバイアスがどうもあるのかなど。そのあたりはこのジェトロの仕組みを十分に考えていただければ、先ほどからスクリーニングのところで話が出ておりましたけれども、基本的にインフラ案件を扱っておりますね。それで、基本的にほとんどのものは全て環境社会配慮の対象になるということが前提で、このスキームというのは動いていると思うんです。そういうことを考えれば簡単に環境社会影響、例えば具体的に言ってしまうと、非自発的住民移転はないという言葉が簡単に断定してくれるなというのが私、担当者としての率直なコメントです。

根拠があればいいんですけれども、根拠なしにないと書いたほうがいいからなのか、そうお書きになるとこちらからコメントせざるを得ない。最終的にはそれなりに修正いただいておりますけれども、そのあたりは何かこれまでの経過からしてそうなのか、それとももう少しちょっと考えてみると、恐らく例えば場合によっては海外での調査とかは、余りこれまでおやりになっていなくて、そういった方々がやってみようというのでやられて、結果として何かこういう環境社会配慮に関する世の中の議論というものは、余りほとんど出なくて調査されて、結果としてすぼっとそういった観点が抜けてしまったのかといったことも感じました。これらについては、私とバトンタッチして環境社会配慮審査役になった作本が今後、コメントをさせていただきますけれども、プロセスで何らかの注意を喚起することによって、今後、改善できたらなと思っております。

要は何か勘違いをされているんじゃないかという、要するに影響はないんですと書けば、自分たちにとってプラスになるとお考えになっていらっしゃるのかと、どうも考え込まされてしまう。そこは違うんですと、ちゃんとありのままに、これはこういう可能性がありますよということを書いていたほうがよほど前に進むわけですから、そのあたりはちょっともう少し考えていただけたらなと思っております。今年度はガイドラインが適用されていますので、最初からそういう注意喚起をしておるわけで、そういうケースが少ないことを願っております。

以上、簡単でございますけれども、前審査役としてのコメントをさせていただきました。

○原科委員長 どうも大変貴重な情報をありがとうございました。前審査役としてのご経験から、2つの大変重要な点をご指摘いただいたと思います。確かにどんなものでも人間を介すと、環境に影響がゼロなんていうのはないですから、問題はその程度の問題だと思いますから、だ

から、そういうものがむしろあって当たり前ですけども、どうそれを問題を解決していくか、そんなことのための情報として提供していただきたいと思います。

ほかに、今日の議論全体を通じまして何かございますでしょうか。

村山委員、どうぞ。

○村山委員 2つありまして、1つは今の藤崎前審査役のお話にも関わるんですけども、今回の19年度はガイドライン適用前ということで、全体的な概要というお話でいいのかなという気はしたのですが、来年度に関してはガイドラインが適用になるということになるわけですね。ですから、今後も概要をご紹介いただくだけでいいのかという感じがちょっとしています。一方で案件の数が非常に多いわけですので、一つ一つやるのもちょっと厳しい。そのあたりをどういうふうにするのかを少しご検討いただきたい。ただ、今回のような形だけではちょっとないのかなという気がしています、というのが1つです。

それから、もう一つは諮問委員会の実施の時期について、冒頭に満田委員からもコメントがありましたけれども、この時期はちょっと中途半端なような気がするんですね。諮問委員会は前年度の案件に関して議論するということになってはいますけれども、それならもうちょっと早目にやるのか、もうちょっと遅目にやるのか、どちらかのほうがいいという気がします。これもまた来年度の課題ですので、今日結論を出す必要はないですが、ご検討いただきたいと思います。

○原科委員長 どうもありがとうございました。

これは後で少し議論しましょうかね、終わる前にね。

ほかにごございますでしょうか。

柳委員、どうぞ。

○柳副委員長 先ほど資料6-8で、目達計画絡みでジェトロの取り組みについてご紹介いただきましたけれども、先だって東京都議会で環境確保条例が採択されまして、今度は新たに排出権取引も導入するというようなことが決まりましたので、それに合わせて来年度以降の取り組みとして、もう少し前向きな取り組みをジェトロの中でも、事業所としてやっていただくというのがよろしいかと思います。新聞等では早稲田大学とか東京大学でいろんなところで、温暖化のCO₂の削減については独自の取り組みをされていて、そこで削減されたことでコスト的に部分的には学生にも還元するような、そういった仕組みを導入しているようですから、ジェトロの中でも努力されたところに、そういう何らかのバックがあるような、インセンティブになるような、そういうような仕組みも独自にお考えになるとよろしいかと思います。

○原科委員長 どうもありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、次のその他に参ります。2つございます。

1つ目は事業名称変更に伴うガイドライン一部修正についてでございます。ガイドラインの内部の修正に関しまして、やはりここでも意見を交換したほうがいいと思いますということで、今日、こういった資料を提出していただきました。これはガイドラインをつくる段階でもう議論してまいりましたけれども、名称が若干変更した場合には当然、それに伴って変更しようということ議論してまいりまして、そのとおり進めていただいているということでございます。

それでは、事務局、ご説明ください。

○作本環境社会配慮審査役 ただいまご説明がありましたとおり、ジェトロの環境社会配慮ガイドラインに数カ所修正が出ております。これは以前の委員会の場で見直しに当たるような、そういう重要なものではないという、いわゆる事務的な変更に伴うものであるということで、私、事務局のほうからこのような一覧を用意させていただきました。

具体的にはここに書かれておりますけれども、これまでの地球環境・プラント活性化事業等調査あるいは開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査、石油資源開発等支援調査、これまで3つあったわけですが、これが委託元である経済産業省によって2つの事業に統合された。その名前はすぐ右側の修正後ということになっておりますが、地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備事業で、もう一つは石油資源開発等支援調査、これらの2つになったということです。これに伴う修正箇所が合計5カ所あります。読み上げませんが、ということで、こちらのほうで皆様方のご理解を得て変えていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○原科委員長 どうもありがとうございました。

ということで、ご覧のように修正をしていただいております。中身をご確認いただきたいと思います。

よろしいでしょうか、何かご質問はございますでしょうか。

特にないようですので先へ進みます。

では、次は②番ですが、国際影響評価学会（IAIA）の報告ということで、藤崎前審査役……その前にもう一言。藤崎前審査役、お願いします。

○藤崎前環境社会配慮審査役 資料をお配りしておりますので、その簡単な説明でございます。

既にお目通しされたかもしれませんけれども、資料9でジェトロ環境社会配慮ガイドラインにつきまして、職員研修用資料を使いまして、昨年度末から職員研修を徐々に始めております。詳細は議論いたしませんけれども、先ほど貿易投資相談のところでも出てまいりましたバーゼル条約、バーゼル国内法絡みでは、当然、ジェトロ事業の場合、さまざまな問題に直面してしまう可能性がございますので、バーゼル条約絡みでの説明もつけ加えて議論させていただいております。

一応、これが1つはパワーポイント資料で、ジェトロガイドラインに関しまして特にCSR部分、これに関しまして注意を喚起するために、この資料をつくったというご報告でございます。それと現在、海外、国内の事務所がございますので、私どもが説明をしにいくわけにはまいりませんのでビデオ版をつくりまして、それを各海外事務所、それから国内事務所等に配りまして、それで見てもらおうということで作業を鋭意進めております。

最後に、今、資料を配布いたしておりますが、これは今日も出席されておられる松本委員と16回目か17回目の策定委員会の時に、ガイドラインをまとめるに当たって例えば議論、争点になった部分、これにつきましてまとめたものが必要ではないかという話があり、私のほうで、どういう議論があったのか、その結果としてどういうところが決まっていたのかということをもとめましょうとお約束をいたしました。

それで、これは私はずっとガイドライン策定には関わりましたので、一応とにかく現状の位置づけは私の個人メモでございますけれども、とにかく私として、これは最終点から遡って今作っております。文書としてガイドラインは、ちょうど今年の今ごろ作成は始まっておりますので、その流れまで遡って、全体的にこういう議論があって、こういったところが固まりました、それから、こういう 이슈があって議論しましたけれども、結局のところは議論の応酬で終わった部分もございます。そういったところはとにかく分かるようにしておきたいと思って、こういったものを、これは実際は以下の議論を経てと書くところが出ておりますけれども、その後ずっと議論をしたところが出ております。私の解説部分は抜きで、そういった議事をそのまま載せてございます。そういった形でちょっと作業をさせていただきました。

それで、よろしければこんな形で、とにかく相当分厚いものになると思いますけれども、ワンセット、とにかく残しておきたいと思っております。CSR部分で相当議論もしておりますので、かなりの厚さになると思いますので、ここはちょっとざっくりしたこんな形というサンプルとして今日はお持ちいたしました。こういう作業をさせていただいておりますのでご報告いたします。

○原科委員長 どうもありがとうございます。大変大事なことだと思います。作業も大変ですけども、よろしく願いいたします。

今、ご紹介いただきましたように、この機構内で環境社会配慮ガイドラインをよく知っていただくということで、職員の皆さんに研修もしておられる。これは全員が対象になるんですか。どんなことになりますか。

○藤崎前環境社会配慮審査役 基本的に全員が対象でございます。これは理事長のほうから、その旨、指示されておりますのでやらせていただくということです。それとカーボンオフセットにつきましては、実は理事長とお会いしてガイドラインにつきましてご説明したときに、カーボンオフセットも大事であるというご発言もいただいております。

○原科委員長 そうおっしゃっていたんですか。もうちゃんとご理解いただいて。ぜひお願いしておいていただきたいですね。

大変前向きで結構だと思います。皆さん全員がこれを理解していただくことは、大変重要なことだと思います。

では、次へ進めます。よろしいでしょうか。

それでは、事務局、お願いします。

○事務局（柴田） 原科委員長、ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、このたび、原科委員長が会長にご就任されました国際影響評価学会（I A I A）におきまして、ジェトロの環境社会配慮ガイドライン、こちらの中身について発表させていただく機会をいただきまして、先ほどの藤崎前審査役がパースのほうで発表をさせていただきました。ぜひ、この場をかりまして原科委員長のほうから、I A I Aのこととパースの発表のことについて、ご報告していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○原科委員長 わかりました。それでは、ちょっとご報告いたします。

今、職員研修のパンフレットも拝見しましたら、委員会の説明の中で4枚目の裏側で委員長と書いてありまして、原科幸彦東京工業大学教授（環境アセスメント国際学会（I A I A）の次期会長）とご紹介いただきました。この時点では次期会長だったんですが、5月9日に会長に就任しました。ですから、今は会長でございます。1年間の任期です。ただ、理事の任期は3年でございます、会長職理事ということなんです。3年間で、1年目が次期会長という位置づけで2年目が会長、3年目は前会長ということになりまして、3年間、理事は務めます。順番に会長職をシフトしていくようなことですね。これは規模の大きい国際学会の場合には世界中

からのメンバーが参加しておりますので、だんだんシフトしていくことによって、学会としてのポリシーが継承されるんですね。言ってみれば持続可能性を持つためにそんな工夫をしております。ほかの学会でもそういう傾向がございます。

国際影響評価学会と私たちは訳しておりますけれども、この学会は全世界120以上の国と地域からメンバーが入っております。これは通常の国際学会と比べますと、大変特別に多い数でございます。通常、我々理工系の分野は国際学会は規模が大きいほうですけれども、それでも50とか60が普通でございますから、私の大学の同僚から見るとびっくりするほど大きな学会になっています。ということで、国際的な影響力も大変大きいものがございます、国連総会で、こういう学会等は国際的にはNGOとかNPOという位置づけですけれども、特別に認定されたNGOになっておりまして、機会があれば発言する権利が付与されている、そういうようなものがございます。

この学会の活動は、各国政府がそれぞれ環境部局、環境省とかが支援しております。それから、国際機関では世界銀行が特に深くコミットしております。考えてみますと世界銀行は環境アセスメントというものを世界に広げた、そういう意味でこれまで大きな役割を果たしてきたと思いますね。世銀の融資のときには必ずアセスメントをすることを義務づけておりますし、しかもそれが一定水準にないとアセスと認めないんですね。ということで、大変にこれは重視しております。それは当然、アセスメントがアメリカで始まったものであるし、そして世銀の総裁は歴代アメリカということがありまして、アメリカの考え方が随分反映されていると思いますけれども、そんなことでこの学会はございます。

そういうようなことで、30年ほどの歴史の中で日本人として初めて会長になりました。たまたまこのNewsletterに私のあいさつ、書いたものを送ってくれましたので、これは実際に印刷物になるんですけれども、その前にアドバンスコピーということで、メールで送ってくれました。その1ページ目、2ページ目だけ、今、コピーを用意いたしました。全部で12ページあるんですけれども、頭のところだけです。

Newsletterと書いてありますけれども、表紙のところには左のほうにBoard of Directors、理事メンバーが書いてあります。PRESIDENTと私の名前が入っておりますが、2ページ目のところに「・・・From the President」と書きました。「Impact Assessment for Creating a Sustainable World」、これは5月9日の就任のときに演説しまして、それを思い切りコンパクトに書いたものです。10分以上話しましたからもっと長くはなりますけれども、そのポイントだけ短く書きました。

幾つかありますけれども、4つ目のところで、「Lastly, I would like to stress ethics.」と書きました。つまり倫理の問題ですね。「We passed the Code of Conduct,」、行動規範を総会でこれを承認しました。行動規範ですね。つまり環境アセス専門家としての行動規範というものをこの学会ではちょうど5月8日、私が就任した前の日に総会がございまして、8日に総会でこれを通したわけです。これはどういうことかといいますと、アセスの専門家として本当に自己責任を持っている、そういう専門家としてのあるべき行動規範です。

これはボランティアベースで、そういうことにサインした人はしっかりそれを守るんだという約束をすることになるわけですが、要するに簡単に言いますとやはり専門家として信頼されるような、そういう活動をしましょうということです。私はよく、結果が決まっています、それに合わせるだけのアセスメントはだめだと言ってきましたけれども、同じ趣旨でございます。専門家としてやはりきちんとした客観的な、そういう科学的な判断をきちっとしましょうという、そういうようなことをここで約束をするようなことをやりました。そういうことで、そういうマインドの人が大変多い、そんな組織でございます。

あとはこれを読んでもらいたいですけれども、そんなことでこのパースの大会では、ジェットロが新しくこのガイドラインを作ったということで、これが話題になりまして、ポスターセッションでも紹介していただきまして、藤崎前審査役がこれをご説明になりました。それから、我々は特別のセッションを設けて、国際協力における環境社会配慮というセッションを設けました。私がチェアをしまして発表は藤崎前審査役、今は大学の先生となった東北大学教授の藤崎教授と、それからJICAの田中研一専門員。世界銀行のスティーブ・リントナーさんに参加していただき、彼からコメントをいただきました。ということで、メインとしてはこのお二人のプレゼンテーションで、リントナーさんのコメントということで、ディスカッションしました。

ということで、その場でジェットロのガイドライン、新しいものができて、大変前向きだということをご理解いただきました。そんなことで学会の場で報告しました。しかもポスターセッション、プラス、ポスター以外にそういうオーラルのディスカッションする場でもご発表いただきましたので、大変よかったですと思います。リントナーさんからもこういう日本の前向きな姿勢に関して高い評価を得ましたので、こういうようなことでぜひ、私は学会の会長になりましたので来年度はアクラで開催しますので、ぜひあちらにもジェットロに参加していただいて、プレゼンスを高めていただきたいと思います。

できればブースも開いていただいて、やっていただきたいと思います。実際、各国の機関が

開いていまして、各国のこういう国際協力機関が支援しています。プログラムに名前が出るぐらいの、ロゴマークが入るぐらいの支援をしているんですよ。それから、ブースもみんな開いていますね。だから、アメリカとかカナダとか、先進国のそういった機関はみんな開いていますので、そこに並んで日本からも何にもないとちょっと格好悪いなと思います。ですから、ぜひそういったことでも学会活動にご協力いただければありがたく思っています。

以上でございます。大変よかったですと思います。

○事務局（柴田） 原科委員長、ありがとうございます。

以上で本日の議事次第については終了しておりますが、ここで何かもしほかにご意見等がございましたらば、この機会を使ってまだ多少お時間がございますけれども。どうぞ。

○松本委員 先ほど村山委員のほうからご指摘があった今後の20年度の案件以降のこの会の持ち方、もちろん、CSR部分もありますので、ただ、案件形成調査の場合はやはりタームが決まっていますので、やっぱりそちらをメインに時期設定をしたほうが効率よく、しかも効果的にできるかなと思うので、そこについてもし時間があるのであれば、少し議論をしたらどうかと思います。

○原科委員長 そうですね。私もさっきそれを申しましたけれども、今年は新しくこの諮問委員会ができましたので、それに合わせたということがメインだと思います。ということで、このタイミングになりましたけれども、来年度は定常状態ですからやはり一番いいタイミングで、1回ないし2回ということがございますから、場合によっては2回目も入れたほうがいいと思いますね。特に審議の時間がかかりそうでしたら、2回ぐらいに分けてもいいと思いますので、その辺も含めてちょっと議論したいと思います。

いかがでしょうか。どのぐらいのタイミングがよろしいでしょうか。なかなか今のは中途半端だと村山委員はおっしゃったので、もうちょっと後のほうがいいということがございますか、あるいはもっと前がいいのか。

○村山委員 中途半端と申し上げたのは、もうちょっと早くやれば次年度の公募とか、あるいは審議にこの委員会の意見が活かせるのかなということです。もうちょっと後にやれば、その年度の審査あるいは議論に活かせるのかなというような気がしたということです。

○原科委員長 だから、1回じゃなく2回でもいいですよ、タイミングが2つあるのであれば、それはそのほうがいい。よろしいかな。

どうぞ。清水部長、どうぞ。

○清水産業技術部長 実務的な面からどんなタイミングがあるかということでコメントをした

と思います。まず、諮問委員会と案件形成調査の関係については、ガイドラインの中でも明示的に10ページに書いてありますけれども、「案件形成調査の終了後、その結果を諮問委員会に報告し、次年度以降のジェトロ調査事業に関して専門的な立場からアドバイスを求める」ということで、基本的には前の年度に行った報告書の結果をご報告させていただくということですが、ただし、それを踏まえて次の年度の事業に反映することはタイミング的には間に合わないということで、ガイドラインを作るときにもご理解をいただいたと思っています。したがって、諮問委員会を早くしてその年度の案件形成の審査に反映していくというのは現実的に無理ですし、それはやる必要はないと思っています。

むしろ、前の年度の報告書が間に合って、ご報告できるかどうかというタイミングを考えるのだと思います。そのタイミングに関しては、今の時期が多分ぎりぎりのタイミングです。前に持ってくるとしても、この時期がぎりぎりではないかと我々は思っています。村山委員からご指摘があった、来年度はどういう報告をするかということにもよりますけれども、ある程度、きっちりと分析をしてご報告をするのであれば、ちょっとお時間をいただかなくてはいけませんし、この7月初めとか、むしろもうちょっと遅いぐらいのほうが、タイミングとしては私は適当ではないかと思っております。

○原科委員長 そうすると、タイミングとして。そのタイミングにやれば大体うまくいくと。2度に分ける必要はないということですね。今のご説明では。

○清水産業技術部長 2度に分ける必要はないと考えております。今ぐらいの時期であれば…。

○原科委員長 私は何か前の年のと次のと分けたほうがいいのかと思ったので、そんな必要はないということですね。

○清水産業技術部長 前の年度のお話をきっちりと情報……。

○原科委員長 前の年のをちゃんと情報が整理できた段階で、十分準備した上でやるので、タイミングとしては今どきか、あるいはもうちょっと遅れるぐらいがちょうどいいんじゃないかというご意見ですね。

○清水産業技術部長 と思います。

○原科委員長 ほかにございますでしょうか。むしろ、審査役のご経験からいかがでしょうか。

○藤崎前環境社会配慮審査役 制度設計を去年からちょっと議論していたときに、これは私の個人的な見解ということでお考えいただきたいんですけれども、要するにこれは諮問をして答申をするというものですから、恐らく物理的には最初はこういうことですねということでご報

告を申し上げて、それに対してある程度時間があって、それで答申が返ってくるのかなというふうに想定していました。ただ、これは私の個人的見解です。要は例えばもしその場で本当に……。

○原科委員長 おっしゃるとおりですね。諮問をして答申だから最低2回ぐらいにならないと格好悪いな、形としては。おっしゃるとおり。

○藤崎前環境社会配慮審査役 何かその場で……。

○原科委員長 それはそうですね。だから、そうやって2回目をやるということは必要なんでしょう。

○藤崎前環境社会配慮審査役 ですから、私の想定ですよ、これは。

○原科委員長 いや、私もいつもそう言っていました。同じ考えです。

○藤崎前環境社会配慮審査役 私の想定はそんな感じです。要はあともし突っ込んだ議論が必要であるならば、こういう委員会というよりも、とにかく諮問委員会の皆さんに集まっていたいて、審査役と議論いただいて、もし必要があったなら、今度、審査役から担当部にフィードバックするという形で。これは個人的な想定です。

○原科委員長 タイミングは今、清水部長がおっしゃったようなタイミングであろうかと思えますけれども、進め方としては諮問する会議と、それから答申とは同じにしないで、やっぱり分けておかないとしっかりしたレスポンスにならないと思いますから、最低2回はやらなければいけないと考えたほうがよろしいように思います。

どうでしょうか。高梨委員。

○高梨委員 それで先ほちょっと実施体制のことをお聞きしたんですけどもね、去年の場合、藤崎前審査役のほうからタイミング的な問題を言われたと思うんですけども、実際、フローチャートを見ると非常に契約が遅かったんですね、10月ぐらいで残り、本当、5カ月ぐらいで現地調査して報告書をまとめなければいけないという、調査側からすると物すごく大変な状況だったんですね。

だから、どういうタイミングでレポートにコメントを出していくかというのは、現場からすると物すごくワークロードのかかるところなので、今年、そういう面では昨年と同様のフローでやられるということなのか、本当、どういうタイミングでレポートを拝見して、コメントを出していくかというのが非常に大事なところだと思うんですね。

それとひとつ進め方で一方で考えていただきたいというのと、去年の結果をどうレビューするかというところでは、今のようにある程度、清水さんのほうでまとまった段階で、ぜひお聞

きしたいというのが一方であり先ほど2番目に環境影響の問題なしという書き方というふうに言われましたが、恐らくはそこは、作本審査役のほうで具体的にある程度、ご指導をしなければいけないところがあるかと思えますね。

というのは、往々にして最後の概要シートなんか作るときに、環境影響評価の欄があって、「ある」・「なし」みたいなのところがあって、往々にしてそれが「ある」となると、大変な感じでとらえられちゃうところがあったりして、恐らくそういうのを若干危惧したりするんだろうと思うんですね。ですから、まさに藤崎さんが言われたように、現場の状況をしっかり書いていただければいいんだということであれば、そういうようなご指導を的確にレポートのレビューの段階で、ぜひ言っていたきたいと思えます。ちょっとそれはお願い方々なんですけれども。

以上です。

○吉田委員 もう一つクリアでないのは、諮問委員会の役割というのは何ですかという問いかけをもう一回、ちょっと自分なりにも聞きたいと思えます。それは案件調査に関しては調査の最終報告書のとりわけ環境社会影響に関するクオリティーを高めるための役割を担うと考えられるのですが、そんなこと無理ではないですか、このスケジュールからは。だって、契約が去年のように前倒ししても、実際の調査は10月から始めて1月31日に報告書を出すと書いてありますね、そして受理と。この点に関して、先ほど原科先生に配っていただいたIAIAの資料をさっと目を通しましたら、非常に興味深い指摘、ポイントが書いてあります。環境社会配慮に費やされるコストはトータルプロジェクトコストの1%から0.1%ぐらいの範囲でおさまる。当然、プロジェクトによって幅があります。ただし、これにかかる時間は20から25%が費やされると書いてあるんですね。コストは安いかもしれないけれども、時間がかかるんですよというメッセージですね、これは、EIAに関する本にも書いてある。

コストは安いけれども、やっぱりこれだけ違ったステークホルダーが来て、いろんな意見を聞くというのは時間がかかりますよって、デモクラシーの行使は時間がかかるという、そういう意味だと思いますけれども、そういうことから考えると、諮問委員会は現実的に何を要求されているんだろうというふうに自問自答せざるを得ないんですよ。

○原科委員長 おっしゃるとおりで、これは随分議論しましたけれども、本当はおっしゃるよりにこのプロセスの中でやりたかったんですけども、このスキームではそれは無理なんですよ。だから、前年度のをレビューして今後のための情報提供、そういう形でのクオリティーを上げていくという、そういうスタンスです。

それから、もう一つ先ほどの25%かかるというのは、こんなにかかるという意味じゃなくて、全体の中でそのぐらいは、だから、たくさんかかるという意味ではないと私は理解しますが、アセスメントは全体の計画のことに必要なことですから、いずれにしたってやっているの、それだけのことだと思いますよ。

○吉田委員 多分、方法としては1月31日なり2月ぐらいの時点で、いわゆるドラフトファイル、最終成果品ではない段階で、我々が議論して、それで最終報告書において必要ならば、諮問委員会のコメントが最終報告書の最後につくような形にできないものか、そうすると報告書が完成し、それが独り歩きをしてどう動いていこうとも、諮問委員会で議論されたことが、プロジェクトを引き次ぐ関係機関でもって、プロジェクトを前に進めるような場合には、我々の意見がそのプロジェクトと一緒に走っていくという役割を担えるのかなというふうに思うんですけども。

○原科委員長 そういう議論はしましたけれども、それは無理なところですよ、恐らく。最終的にはそうならないです。

○清水産業技術部長 まさに委員長がおっしゃるとおりです。

○原科委員長 私も本当はそうしたいんですけども、いろいろ伺ったら……。

○清水産業技術部長 理想的にはそういった形も存在し得るのかと思いつつ、我々は単年度の委託事業なので、それは無理なのです。先ほど高梨委員がおっしゃったコメントも2つのことが混在しているかと思いますが、個別の調査レポートに対して諮問委員会がコメントをして、何かを修正させるというプロセスは無理です。しかしながら、審査役がいますので、報告書のドラフトが出てきたところでチェックをかけて、報告書の最終クオリティーを環境社会配慮のところについては、最低限のところをちゃんとクリアしていくというプロセスをとりましょうということでございます。

諮問委員会の役割というのは、やはり前の年度のレポートを見た上で、事業全体を見ていただいてガイドラインの執行状況がどうなっているのか、この辺はもうちょっときちんと運用したほうがいいんじゃないかといったコメントをいただいて、それを次の年度のプロセスに反映させていくということだと思っています。ですから、まさに村山委員がおっしゃったように、どの程度の報告を出ささせていただいて、どういう議論をするのかというのはなかなか難しいと思います。一個一個のレポートを一々議論する場ではないと思います。ただし、総体としてそれぞれのレポートはどの程度のクオリティーになっているのかというのをどうお見せするかと、ということだと考えます。

○原科委員長 いや、そこは違いましたね、それに関しては次年度以降にやることは、やっぱり個別具体的に議論しないとわからない面はありますから、だから、必要な、特にすべてというのは無理ですけども、やっぱり問題になった案件に関しては、詳細に検討するようなことが必要になるかと思います、それは。

○清水産業技術部長 先生、そこはいろいろ議論になるところだと思うんですけども、例えば今年でいうと39本あるわけです。

○原科委員長 だから、全部は無理ですよ。

○清水産業技術部長 39本を評価するというのは絶対無理です。やはり事務的に審査役がいてチェックをしているわけですから、そこに任せていただきたいと考えます。ただし、その中でも先ほどまさに藤崎さんがおっしゃったように、「こういうところはこういう共通の問題があるのだな」というところをうまく抽出して、「ここは今後こういうふうにやりましょう」というようなアドバイスをいただくという形になれば、極めて有益なことですから、そういう方法でやっていくのかと……。

○原科委員長 そういうこと、すべてではないですけどもね。

○清水産業技術部長 そのときに個別ケースとして幾つかのものを見るというのはあり得ても、全部を横に並べて30何本評価するというのは、この諮問委員会の役割ではないと思いますし……。

○原科委員長 いや、役割でないかどうかはわからないけれども、そこまでできませんということですね。やれと言われればやらなければいけないんでしょうけれどもね、そこまではできないと思います。

○松本委員 ただ、物好きな諮問委員もいるかもしれませんから、39本を見られないこともないと。逆に言うと情報が出ている段階で、やっぱりやってほしいということです。もちろん、そちら側から39本分のレポートをずらっと並べて読めと言われるのではなくて、少なくとも39本のレポートを我々は入手可能な状態であって、読もうと思えば読めるという段階で少なくともやっていただかないとは思いません。

○原科委員長 清水部長。

○清水産業技術部長 そういう意味でも、タイミングとしては今より遅いほうが、前の年度のレポートがオープンになっていますので、良いのではと思います。もし個別のコメントを委員の皆様からいただければ、全部を委員会の場で返すという性格ではないでしょうし、引き取らせていただいて、事業の実施者に返すなり何なりということはできますので、それも含めて諮

問委員会の場で議論するというのはあり得ると思っています。

○原科委員長 私は清水部長がおっしゃったような意味で、タイミングというのは十分準備ができた段階だと思います。ですから、そういう意味ではこの場で一回諮問をしていただいて、それに対して議論して、答申は少し、いずれにしてもそういうレスポンスが必要ですので、1月ぐらいあけてもう一回やるぐらいの、基本的にそういうパターンではないかと思います。

どうぞ。

○松本委員 先ほどから次年度というふうな言葉の使われ方をしますが、具体的に言うと平成20年度の報告書ができ上がって、そして、それをもとにここで諮問を受けて答申をします。その結果が21年度の最終報告書をつくる段階でジェットロ内部の審査の中で、そういうものが参照されるようになるというイメージで私は言っているんですけども、それでよろしいんですか。

○清水産業技術部長 コメントの中身によると思います。つまり、21年度のこの時点においては、調査がもう走り始めている部分というのは当然あるわけです。そうすると、後出しジャンケンの「これをやれ」と言われても、もはや出来ないこともありますので、それを21年度レポートの中に反映するのは無理だと思います。ただし、報告書はこれから書くというタイミングでございますので、報告書のところの書き方として、こういうことをするべしというのが前年度の結果わかりましたということであれば、それは事業者にお伝えしていくということは当然できると思います。ですから、コメントの中身次第で反映の仕方が変わってくると思います。

○原科委員長 事後評価が行われるということになりますればね、そうすると、報告をつくられる方がやっぱりそういうようなことを十分考えて作られますから、そういうフィードバックがかかるので、いろんな効果が生まれると思いますよ。だから、基本的には我々このメンバーが情報にアクセス可能であれば、それを前提にやっぱりきちっとまとめていただく、そういうことでうまく機能するということを期待していますけれども。

○清水産業技術部長 翌年度の事業にうまくフィードバックがかかればいいと思います。

○原科委員長 高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 先ほど清水部長がその結果を実施者のほうに伝えると、例えば19年度のほうをと今言われたんですけども、実質的には契約で終わっているわけですね。提出してジェットロさんからオーケーということで、承認が終わっている案件ですよね。それに対して諮問委員会でこういう点が課題として出てきた云々ということで、それを当事者に戻すと。それは調査側

からするとどういふあれですかね、今後、こういうことを留意してくださいねという形になるのか、報告書の修正はもうきかないでしょうからね、そこはどういふふうにかんがえたらいいですかね。

○清水産業技術部長 おっしゃるとおりで契約はもう終わっていますので、報告書をあえて修正させるという性格のものではありません。ただ、こういうご指摘がありましたよということ、必要であれば、フィードバックをしていくということです。従って、次のプロセスに進む時にどうかんがえていただくかというお話だと思います。もちろん、我々は瑕疵があれば報告書を直させるということまで出来ますけれども、そういう性格のコメントをいただくということではないだろうとかんがえています。

○藤崎前環境社会配慮審査役 ガイドラインを作成していたときも議論があったところですが、要はジェットロ事業の場合は次の段階を想定しているということが大前提なものだから、次の段階に行ったときには気をつけてねというコメントが行くという、そういう認識だと思います。

○原科委員長 そういう機能をかんがえていましてね、だから、諮問委員会の意味が出てきますよ。どうぞ。

○高梨委員 そういう意味だと当事者はもちろんですが、むしろ次の段階に進むほうの方に参考にしていただくほうが実質的なことかなと。

○原科委員長 両方ですね。だから、2つあります。1つはこういったプロセスで、案件形成に応募される方に対して今後のための情報、クオリティーを高める。もう一つは次の段階。個別案件に関して、2つの大きなファンクションがあると思います。今おっしゃるように両方ですね。次の方にも情報を伝えていただくと。そういう意味ではこの審査会は公開していますから、情報は伝わりやすいと思います。

どうぞ、部長。

○清水産業技術部長 今、まさに委員長がおっしゃったように、諮問委員会の議論の内容は公開されますので、諮問委員会でどういふ指摘があったというものは当然ウェブの上にも載る形になると思いますので、そうならば事業をされた方だけではなくて、広く皆さんの目に触れることになるのではないかとかんがえます。

○作本環境社会配慮審査役 すみません、現職の審査役が寝ているみたいに、そういうつもりはありませんので。

やはり、各段階におきまして環境社会配慮を放っておいて、自動的に組み込まれるわけでは

ありませんので、意識的にこちらで注文を出すということが必要になってくると思います。その意味では計画アセスの考え方と同じですが、前段階でできるだけ企業側に注文を入れると、先ほどの藤崎さんのお話のとおりでありますけれども、そういうことに全く気づかない、疎い応募者がいるわけですから、その応募者に対してやはり契約締結段階あるいは最終報告書の前段階、段階を区切りましてどの程度の注意を促すかという、そういうことがとても大事なことになると思います。そのために今、産業技術部の方たちと一緒にになりまして、各プロセスにおいて配慮を取り込むための方法ということで一生懸命考えております。

○原科委員長 どうもありがとうございます。

今の作本審査役のおっしゃるようなことで、きちんと対応していただけるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、よろしいでしょうか。ちょっと時間がオーバーいたしましたので、この辺で今日の会議は閉じさせていただきたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、事務局、アナウンスをお願いします。

○事務局（柴田） 原科委員長、ほかの委員の皆様、どうもお忙しい中、ありがとうございます。した。

本日の第1回諮問委員会はこれで終了させていただきたいと思ひます。

次回につきましては先ほどご議論いただきましたように、時期を事業レポートができた段階の時期ということで、大体、このぐらいの時期に開催させていただきたいと思ひております。また、ご案内を差し上げますので、よろしくお願ひいたします。

では、本日、諮問委員会を終了させていただきます。ありがとうございます。

○岡崎委員 すみません、1つだけ。ちょっといいですか。

せっかくこうやって諮問委員会がスタートしたわけですが、実は今、政府機関から田中研一 J I C A 専門員と、それから J B I C から私が出ていますけれども、ご案内のように9月30日で J B I C がなくなるということがございます。ジェトロさんとも事務的に相談させていただきましたが、私自身も実は J I C A に参りますので、人間で見ますと J I C A の人間が2人ということになってしまいます。10月以降は J I C A から1名、それから日本政策金融公庫の国際金融等業務を担当する部門から1名という形にしようということにしてございます。したがって、田中さんがやられるのか私がやるのか、あるいは別な人間がやるのかわかりませんが、いずれにしても10月から J I C A から2人ということはございませんので、今の人間を前提にして考えますと、田中さんか私かどちらかは次回以降の諮問委員会から姿を消すと

ということになりますので、ご了解をいただければと思います。

○事務局（柴田） 皆様、どうもありがとうございました。

午後4時43分閉会

※（注1） 正しくは、「平成22年度から平成24年度の年間排出量の平均を平成18年度の排出量に比し6%削減」であります。委員長の質問を取り違え回答しておりますので、ここに訂正をいたします。

※（注2） 後日（7月8日）、以下のとおり諮問委員各位へ回答を致しました。

回答：有料出版物の一部、表彰状、ビジネス日本語テストのテスト用紙、マークシート用紙等再生紙が使用できない印刷物があるため、調達目標が85%となっております。85%の判断基準は再生紙が使用できない印刷物が全体の印刷物の中で約15%になるためです。